京都歴史災害研究　第７号（2007）25 ～ 55

論　文

燃える都と燃えない民衆

――幕末維新期における京都町衆の防災意識――

岡　　彩　子＊

【凡例】

一、本稿史料引用中の旧字体・異体字は適宜新字体に改めた。

一、本稿史料引用中の変体仮名は適宜平仮名に改め、「ゟ」はすべて「ヨリ」と表記した。

Ⅰ．はじめに

火災は人間の築き上げた全てのものを灰燼と化し、人の命をも奪う恐るべき災害の一つである。長きにわたり人間は火との戦いを続けてきた。そしてそれは今も昔も変わることはない。江戸時代、京都はほぼ八十年ごとに市中を焼け尽くす大火に見舞われてきた。市街地を焼き尽くす大火としては、宝永五年（一七〇八）、天明八年（一七八八）、元治元年（一八六四）が記録されている。

江戸時代も現在もまちづくりの基本は安全で快適であること、そして防災に強いことである。しかし現段階において防災に関わる研究は、歴史学において大きく注目されている分野だとはまだまだ言えない状況である。従来、防災研究においてその主な関心は災害の被害やその数値だけに集中していた。しかし歴史学の視点で防災を捉え、そこから表出する人間社会のありさまに主軸を移してみれば、見えるものも広がり、防災における研究領域は更なる広がりを持ってくるのではないだろうか。

これまで、江戸期における京都の防火体制の変遷や災害の被害内容についての研究はあるものの、幕末期から明治初期における消防や防災からみた当時の人々の意識や町の運営、これらの変化について取り扱った研究はほぼ手付かずの状態であった。

今回、幕末維新期における激動の中、京都町衆がどのような防災意識を持っていたのか、それが明治という新しい時代を迎え、どのような様相を見せるのかを本論で迫ってみたい。

Ⅱ．幕末維新期における町衆の意識

幕末期、京都は政争、異常なまでの物価高騰、尊攘派のテロによる人斬りの横行、それに伴う治安の悪化など[1]、劇的な生活変化に見舞われた。この異様な事態に対して、京都に住む町衆はどのような意識を持っていたのだろうか。幕末期における京都の火防体制の概要は次節で述べることとし、まずはこの時期における京都に住む町人の基本的意識を見ていくことで、幕末維新期から明治期にかけての京都町衆の防災意識を探る土台としたい。

1　幕末の動乱と町衆の感覚麻痺

幕末期における京都町民の意識には、世情への強い不安感、相次ぐ変事に対するある種の感覚麻痺の様子、そして彼らに降りかかる様々な辛苦への諦観の念を見ることができる。

四条大宮町に住む京都の一町人、高木在中が嘉永七年（一八五四）から明治四年（一八七一）までの十八年間にわたって記した『幕末維新京都町人日記～高木在中日記～』（以下『高木在中日記』）[2] には、開国や攘夷、安政の大獄や寺田屋事件、禁門の変、鳥羽伏見の戦いなどの幕末の諸事件についての記載が残っている。今回、日記から万延二年（一八六〇）から明治三年（一八七〇）の火災、治安や世相に関する記載を抜粋し、第１表にまとめた。日記によると、高木在中の火災への関心は高く、京都で発生した火災について多くの記録を残している。また日記には物価高騰や治安悪化、風聞に関わる記載も多く、幕末期の京都は「日ゝ乱世之様」[3] であり、「古今之珍事」[4] が相次ぐ様相であった。

文久年間以降、京都市中では人斬り、テロ事件が横行し、また火付けによる火災が増え、治安は悪化の一途を

＊ 立命館大学文学部史学科日本史学専攻（山崎ゼミ）四回生

辿っていた。高木在中は日記の中で「此比夜分ハ人を切殺シ、女ハ連行念仏講ニおかし候事故、甚以さひしく夜出ル者無之様ニ相成候。[5]」と、その様子を記している。また、高木在中は京都で横行する人斬りやテロ事件についても多くの記載を残しており、文久二年閏八月廿一日の日記では、梟首に対して以下のように記している。

早朝ヨリ四条河原ニ而梟首有之、同躰ハ高瀬川ニ流松原上ル所ニ懸り有之候、黒袷ニ唐奥袴、紺足袋、紋四ツ目、誠ニ夥敷見物人ニ候。然ル所死人本間精一郎与申者、河原町二条下ル隅ノ蔵長屋ニ借宅致居候浪人ニ而、元江戸表ヨリ来り候由、色ゝ取ゝ風聞ニ候。（中略）誠ニ古今之珍事也。[6]

高木在中は日記の中で、攘夷志士達のテロ行為やそれによる治安悪化に対して、初めは驚愕し詳細な記述をしている。しかしこれらに対する記載は「松原五条之間、河原ニ而弐人切殺シ有之候事。[7]」（文久三年　六月廿五日）や「新シ町下立売ニ而壱人切殺シ有之。[8]」（文久三年　六月廿六日）、「千本三条上ル所ニ壱人切害致、梟首致者也。[9]」（文久三年　六月廿七日）というように、次第に簡潔なものとなっていく。この記載から、高木在中が京都で発生する異常な事態に慣れ、その感覚が次第に麻痺していく様子を見ることができる。

殺人の横行、死に対する慣れは『高木在中日記』だけでなく、『岩倉実相院日記』[10] からもその様子をうかがう事ができる。『岩倉実相院日記』は門跡寺院である実相院の坊官松尾形部卿法印親定が記録した幕末京都の記録である。この『岩倉実相院日記』には宮中の様子からデマやホラを含む町人の噂まで幅広く書き込まれている。

文久年間以降、京都の治安が悪化していく様子は『高木在中日記』の記載からも明らかであるが、その中で梟首の横行を自分とは無関係であると認識する人と、危険を感じ、息を潜める人々とに分かれていく。「此後切殺と申居候よし、士分にも気悪く思ひ居候人も有之由、世上の噂也[11]」という噂がある一方で、自分は無関係であると判断した者は前述の噂とは全く異なる反応を示している。文久二年（一八六二）九月晦日に七条河原に梟首が出たという噂が立ったが、なんとこれは茶店の主人連中が客寄せのために流したデマであった。「東方より西方角に有ると云、西は東に有ると云、東西南北行違に成て、見物に出行事夥敷[12]」という記載によると、このとき無残な晒し首を見に行くことがレクリエーション感覚になっており、多くの人が見物に出かけていることがわかる。また、『高木在中日記』にも晒し首を見物する人々の様子が記されており[13]、殺人の横行を初めは恐れていた京都の人々も自分に関係ないと判断すれば、それがどれ程異常な事態であっても慣れてしまい、平素の感覚が麻痺してしまうことがわかる。

京都町人の感覚麻痺は、死への慣ればかりではなく、慶応三年（一八六七）の「ええじゃないか」や「りつは」の催しの流行にも読み取れる。「ええじゃないか」は市中各所でのお札降りと大踊りのことであるが、「りつは」とは町人たちが自家や友人宅に集まり、雪見・謡・茶かぶき等の後、酒宴を催したことである。「りつは」は慶応四年（一八六八）正月二十一日の日記における「早朝ヨリ天狗様ヨリりつはの次第、雪見いたせ、謡講いたセ、夜茶かふきいたセ、被仰付御書下ニ付、相勤候事、丸久殿宅。[14]」という記載を皮切りに、五月頃まで頻繁に催され、下火になりつつも九月頃まで続いた。「りつは」はお札降りのような町内あげての振る舞いや大踊という狂乱にはなっていないものの、時に連日連夜行われることもあり[15]、堅実を旨とする家持町人たちが市中動乱の最中に連日酒宴に明け暮れる姿は、一種の狂気が町人や京都を包み込んでいたことを如実に示している。

2　諦観に侵される京都――元治大火と町衆――

約二百余年太平の世が続き、彼らにとって戦争は話に聞き、絵の中でしか見ることのできない遠い存在であった。平和ボケをしていた京都町民にとって、京都で起こる動乱とそこから派生した生活の変化はまさに驚天動地の心地であった。

このような意識に晒される中、京都に住む人々に強い衝撃と影響を与えたある大変事が起きる。元治元年（一八六四）、禁門の変から派生した元治大火である。

元治大火は、元治元年七月十九日に長州藩兵と薩摩・会津などによる幕軍との戦いである禁門の変の戦火により発生したもので、「京焼け」「どんどん焼け」「鉄砲焼け」などとも呼ばれる。従来、この元治大火は政争の一被害、政治史の一部として捉えられることが多く、この火災が京都に住む町人の意識に対してどのような影響をもたらしたのかという点や防災史という側面からこの事件を捉えるという研究は少ない。今回、元治大火の京都町衆や町人に対して残した傷跡、影響を見ることで京都町衆の防災意識を明らかにするだけでなく、元治大火の

意味を捉え直していきたい。

この大火は一ヶ所の出火現場から拡大したものではなく、市内各所で放火された火流が合流して大火となったものである。京都日出新聞に掲載された「譚淵甲子兵燹」[16] では、高橋正義氏が大火の四つの火元[17] について述べている。元治大火によって京都は三日三晩燃え上がり、凡そ京都市中の半分が焼けてしまう大惨事となった[18]。小出哲太郎家文書ではこの大火において罹災した市民の様子を生々しく綴り、元治大火が京都の人々に多くの死と生活の混迷、そして深い絶望感を与えたことを物語っている。

子ハ親にはなれ、親ハ子を失い、さかしもとめる事もならす、病人産婦を戸板ニ乗セ、途中にて子をうむも有り、死する者もあり、漸寺院の門前、宮の拝殿またハ百姓の軒ニむしろをかりて其夜を凌く、こらへつときハ食事にて用意としてもらわされば、えらくひツニ残りし冷飯を少少ツツわかち、其夜をしのく[19]

京都の治安が悪化していく中、京都に住まう人々の間で京都が焼き打ちにされるという噂は度々流れていた[20]。しかし、放火や小規模な火災は起きるものの、実際に京都が焦土と化すなどとは彼らも思いもしなかった。

元治元年八月二十六日の『高木在中日記』では、自分達の置かれた境遇を狂歌になぞらえ、自ら揶揄する記載が記されており、京都に住む人々の不安や予測できない事件に対する強い諦念が伝わってくる。

廿六日　雨降。五ツ過ヨリ曇。町中一同へ御売下ケ米被下。夜同断。盆のよい、さつさぶし、ぼんの十九日から廿日、ねづにさわいで、鉄炮やつて、火事やつて、京町やかれ、うろたへて、持ものもたずに野宿して、荷物をとられて、いんぐわいんぐわ、なんぞのばちじや。[21]

東塩小路村の庄屋・若山要助が記した『若山要助日記』[22] もまた元治大火の火勢の凄まじさ、その後幕府から出された町触など、詳細に元治大火について記録している。元治元年七月十九日から二十一日の日記には、元治大火によって京都市中が大混乱に陥り、爆音と炎と死体に溢れていく様子が記録されており、元治大火の筆舌に尽くせない恐ろしさ、生活に困窮する人々の姿が克明に記されている。

ではこの元治大火に対して、京都町衆はどのような火防への取り組みを行ったのだろうか。当時の京都火防は京都所司代の擁する消防人、月番制による大名火消、京都町奉行の擁する消防人、大工を中心要員とした中井保三郎火消、禁裏御領御郡代である小堀勝太郎の小堀勝太郎火防、両本願寺消防が担っていた[23]。また、町組も小火や近隣の火災に対して各々消火活動[24] に従事した。しかし、元治大火の折、京都が炎に包まれる中で、実際に消火に駆けつけたものは殆どいなかったことが、「譚淵甲子兵燹」、及び前川五嶺の画した「甲子兵燹図」[25] の記載から伺うことができる。

十九日の大火の有様は、前に挙げたるが如く、鷹司家、蛤御門前、及び小紅屋等の三ヶ所より焼き出し、尋常の火災に異なり、火消の諸藩士、及び消防夫等現場に駈付けるものなく、猛火四方へ焼けひろがり、火車の無数に轉げ去るが如く、道路には鎧兜の脱ぎ捨てたるもあり、鎗長刀弓鐵砲の投捨てたるもあり、又た民家の雑具の運び出して、持ち去り兼ねたるもの。彼處此處に狼藉し、首の無き死骸も街道に横はりて、実に目も當てられぬ惨状を極めぬ。[26]

（明治三十三年十月二日　京都日出新聞「譚淵甲子兵燹廿四」高橋正義氏寄書）

今甲子年七月十九日朝辰之刻京都川原町三条之上東側に長州公之御屋鋪あり其内より出火し追々燃上り大火となる諸人屋根に上り其火を見るのみ一向に駈行者なし[27]

（前川五嶺「甲子兵燹図」）

元治大火という大惨事の前に、京都町衆はただただ無力なばかりであった。恐るべき猛火と激しい戦乱の中、彼らにできることは己の命を守り、逃げることでしかなかった。

元治大火の被災に対し、幕府も救済米の給付、諸色高の値下げなどの救済策[28] を講じた。しかしながら火災が治まったのちも仮家さえ建てず空き地のままであった京都市中の様子[29] や、大火後も河原に住み続ける人々が多くいたこと[30] から、救済策は京都に住まう人々にとって微々たる効力しか持ち得なかったことがわかる。

元治大火は京都に住む人々に深い絶望を与え、生活の

困窮に陥れるだけでなく、倫理観の麻痺をももたらした。「譚淵甲子兵燹廿六」の國分胤光氏の寄書によると、戦死者の所持金を持ち出し、自分の所得としている町の人々の様子が記されている。

三日三夜の奮闘中、斃れたる戦死者は敵味方の區別なく、荷車一輌に五六名の戦死者を載せ、最寄の誓願寺（新京極）へ運搬し、同寺境内（今は劇場牛肉店の邊）に堆積して山を爲し、炎暑の候臭気紛々、人夫等は各巾を以て鼻口を覆ひ、死骸は運びたりと云う。戦死者の中には胴巻に多額の所有金を納めありし由にて、此れらは公然人夫の所得となり爲めに、意外の金儲けを爲し、鎮定後は有益の資本に供し、現今新京極に於て盛んに商業を営みつゝある人もあり。[31]

元治大火によって京都町人は生活面、精神面ともに奈落の底に落とされることとなった。「むしよりも泣人多し京の秋」[32] という歌が示すように、幕末期の京都は諦念と絶望に満ち溢れていた。ここでは彼らの正義は意味を持たず[33]、襲い来る変事に対して彼らが選択した手段は、恨み、立ち向かうことではなく、嵐が過ぎ去ることを待つように、ただ時代の流れに呑まれることであった[34]。

Ⅲ．町式目から見る町衆の防災意識

第一章において幕末の動乱と元治大火による感覚麻痺、深い絶望感と諦観に包まれていた京都に住む人々の姿を追った。その中で、元治大火において積極的に火防に努める町衆の姿を見ることはできなかった。

続いて本章では、京都の町式目から幕末維新期における京都町衆の防災意識を検討していくこととする。京都の住民が生活維持の基礎単位としていた町において作成されてきた規定は、町規、定、法度、式目定など様々な名称で呼ばれてきた。本論ではこれらの規定を京都市歴史資料館の編集した『叢書　京都の歴史 3　京都町式目集成』（以下『京都町式目集成』）[35] に倣い、「町式目」と総称することとする。町式目の内容は多岐に渡り、（一）家の売買や借屋人の条件など町の構成員に関わる条項、（二）町の組織と運営、治安、消防などの業務に関わる条項、（三）人生儀礼、神事・祭礼、風俗・生活習慣の規制、（四）触の回達や町人足役の負担などの隣町、町組との関係に関する条項、（五）町入用、出銀規定についての条項、（六）為政者の発令する法令の遵守に関わる条項の六種類に大別することができる。今回、この（二）に当たる町の組織と運営、治安、消防などの業務に関わる条項から、京都町衆の日常における火防取り組みや防災意識を読み取っていきたい。

今回、『京都町式目集成』から記載されている火防項目を抜き出し、町番号（第 2 表）の順に町式目の内容を記載したリスト、及び時代区分（第 3-1 表）と五十年単位（第 3-2 表）による火防項目の数値のリストをそれぞれ作成した。なお第 3-1 表における時代区分は近世前期、近世中・後期、近代期という区分に分け、近世前期を慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いから幕藩体制が確立するまでとし、近代の始まりをペリー来航の嘉永六年（一八五三）としている。

1　近世期における町式目と火防

京都における住環境は家屋が密集し、木造建築であること、道路の道幅が狭いことなどがその特徴として挙げられる。そのため火事が発生すれば、その火は容易に周囲へ燃え広がる恐れがあり、京都町衆にとって火防は町運営において重要視される項目のひとつであった。『京都町式目集成』に収められている近世期に作成された百十一の町式目のうち、火防項目が記載されている町式目が四十六あるということからも、日々の生活において町衆が火災に対し警戒していたことが判る。

寛文九年（一六六九）に作成された下京区立誠学区塩屋町における「相定法度之事」[36] では、火防に関する細かな規定が記されている。この「相定法度之事」では、消火活動を行う際の役割分担、日常生活を送る上での防火取り組み、そして火事場に駆けつけなかった町民に対する処置を規定している。ここでは、火事場に駆けつけなかった町民に対して、「指図次第ニ売払、町を立のき可申候」という厳しい処分を行うことを家持、借家人問わず明記している。火事場に参加しなかった者への処置は、町を立ち退くという厳しいものから、罰則金を支払うというものなど、町ごとに違いはあるものの[37]、消火活動に従事し、防災の一端を担うことは、町に住み、町運営に参加する上での義務であった。

続いて、享保十三年（一七二八）八月に作成された上京区龍池学区蛸薬師町の「町法式」[38] より、火災発生時における行動規定と町火消についての規定を見ていきたい。

蛸薬師町の「町法式」では、火災が発生した場合、まず近所の者に火災が発生したことを伝えること、そしてすぐさま現場に駆けつけ消火にあたること、消火活動を行う際の役割分担や人数などが規定されている。塩屋町の「相定法度之事」と同様に、「町法式」においても火防規則は細かく規定され、「大火ニ成、互ニ難義のかゝる事ニ候間」との記述から、彼らが大火発生に対して警戒心を持っていたことがわかる。

近世期における火防に関する規則は、町ごとに表現の違いや内容の差異はあるものの、共通していることとして、防火への用心や構えを日々取ること、町ぐるみで消火にあたること、そして町衆が五人組制度によって互いを規制しあい、防火に対して強い連帯意識を持っていることが挙げられる。

2　近代の幕開けと火防条項の変質

続いて、近代期に作成された町式目の火防条項を取り上げ、近世期における火防条項との比較をしていきたい。近代期の町式目における火防条項と近世期のものとを比較した際、二つの大きな変化を見ることができる。ひとつは火防条項の「数」、そしてもうひとつは「質」である。

明治期以降に作成された町式目のうち、そこに火防条項が盛り込まれているものは、十九の町式目中、明確に火防について記載しているものは八つであった[39]。第 3-1 表における時代ごとに見る火防条項の数、また第 3-2 表における五十年ごとの火防条項の数の変化をみると、近世期と比べ近代以降、町式目における火防条項の記載が減少していくことがわかる。また火防内容についても変化が見られ、近世期において見ることのできた細かい火防規則や、消火に参加しなかった場合の罰則などの規定は、近代期の町式目において見ることはなくなり、火防内容の記載は時代を経るごとに薄まっていく。

明治元年に作成された上京区西陣学区芝薬師町の「町中規則書」[40]、同年に作成された上京区西陣学区山名町の「条目」[41] では、火防条項は残っているものの、その記載はきわめて簡潔なものとなっている。また、明治初年の烏帽子屋町の「定」[42] では、火元の注意、日々の防火に関する規則が残っているが、消火活動に関する行動規定や罰則などは無く、あくまで火の元に「注意」せよというレベルにとどまっている。

元治大火という甚大な被害をもたらした火災を体験したにも関わらず、これらの町式目からは元治大火での経験が反映されている様子を見ることはできず、また火災に対する規則も近世期における詳細な規定と比べ、その内容が軽いものになっていることがわかる。

明治三年の上京区富有学区亀屋町の「条目」[43] においても、火防条項は「一、風立候節は五人頭預リ分折々相回リ火ノ元吟味可致候事」という一文のみであり、明治六年の下京区成徳学区大政所町の「規則」[44] においては、火防内容ではなく火防費用の規定のみに言及している[45]。

町式目における火防条項の内容は、時代を経るごとに薄れていき、明記される数も減少していく。明治十五年の大橋町「件目」[46] における火防の記載は「一、本町ハ勿論、隣町出火盗難ノ節、相互ニ心附次第現場及ヒ消防ニ注意スル事」、また同年の筋違橋町「町中申合誓約書」[47] においては「第四条　本町火ノ元衛生上ノ予防無怠住（注）意可致候事」という簡潔な一文のみである。明治二十三年の妙蓮寺前町「町中申固規約」[48] においても、火防の記載は「第四条　家持借屋ノ隔ナク平穏ヲ旨トシ、火災盗難疾病或ハ急変等アルトキハ互ニ防禦救助ニ尽力シ常々親睦ナラシムルヲ専一トス」というのみに止まっている。これらの町式目における火防条項は、衛生や盗難などの項目と集約されており、火防に重点を置いた規定ではない。

町式目という観点からみると、近代期の京都町衆の火防意識や火防対策は、近世期のものと比べ明らかに低下していることが言え、近世期における火防への強い連帯感や高い防災意識をそこに見ることはできない。また、京都町衆は元治大火という大規模な火難に遭ったにも関わらず、その経験を反映させた町式目を見ることはできなかった。これらのことは前章で述べた元治大火のもたらした町による防災への限界性と、それによる防災に対する諦念が明治期に入っても町衆の意識の根底に流れ、その傷跡を残していたという結果ではないだろうか。

Ⅳ. 明治期における町衆と火防

幕末期の動乱を乗り越え、明治という新たな時代を迎えた京都はどのような状況にあったのだろうか。明治初頭、京都は依然として治安も悪く[49]、加えて天皇の東京遷都に伴う人口減少[50] などから深刻な衰微に瀕しており、町衆は先の見えない不安の只中に生きていた。京都商工会議所会長高木文平は、府に京都復興の取り組みを求める嘆願書を提出しており[51]、京都は幕末期における

荒廃からの復興に足掻いている状態であった。このような状況の中で町衆はいかに火防に取り組んでいたのだろうか。本章では明治期の京都における火防体制の変遷を通じ、町衆の火防への取り組みを見ていくこととする。

1　京都の火防体制と町組消防

幕末から明治初期にかけての京都の火防体制は、大名火消から府官民が指揮し町民が消火するという町組消火体制へという変遷をたどった。明治三年（一八七〇）に大名火消が廃止されたのち、同年七月には「出火消防規則」[52]、「出火ノ節諸町組消防条例」[53] が制定され、各町組から「強壮ノ者」を防火人に選び、京都府出張官員の指図のもと消火活動に取り組むことが布達される。また同年八月には「大工会社火防人数規則心得条々」が出された。これは大工職人の申請を容れて大工会社を結成させ、順番交代制で火防にあたらせるものである。大工会社の火防もまた府の火防人と共に行われ、大工人による火防は明治六年まで継続される。

明治九年（一八七六）に入り、近代的な消防組織の基本を決めた「消防規則章程」[54] が発布される。これによると消防隊は学区単位に編成され、その費用は区民が負担し、火災現場の指揮は警察の警部クラス、消防事務は区長と戸長が担った。防火用具は江戸時代とほぼ変わってはおらず、この時期の消防技術に劇的な変化はなかった。

その後、明治十五年（一八八二）に「消防心得」が制定され、明治九年の「消防規則章程」は廃止されるがその内容はほぼ変わらない。以後、明治十七年（一八八四）に「消防心得」が改定され、明治十九年に「失火消防規則」[55] が制定される。

地方行政制度が整えられていくに従い、明治二十二年（一八八九）の市制特例適用によって京都市が誕生し、町組が関わっていた行政事務はすべて市に移管され、明治二十三年（一八九〇）には消防事務も京都市の管轄下に置かれることになる。そして明治二十七年（一八九四）の「消防組規則」[56] によって上下京区の消防組人員器具配置、制服、給与、支給方法などが制定され、町組火消は近代的な消防組織へと脱皮していく。

火災が発生した際、町組消防や大工会社などの消防組織は京都府の火防役官員（後に警察部警部以下が担当）の指揮のもと消火活動に当たった。消火・延焼防止活動は大工会社・町組火消・角力取りが行い、現場の混雑整理や盗難防止は警固方（後に警察部巡査など）が当たった。そして鎮火後の発生原因の追究は鞫獄掛りが担当した。町組火消は出火現場の遠近、火勢、風向きなどによって随時出勤した。しかし、現場に到着してもすべてが消火活動に従事するのではなく、人数が充足している際は現場近くで待機し、官員の指揮があれば消火活動に加わるという方法が採られた。

次に明治期に発生した二つの大火を取り上げ、それぞれの火災に対する町組消防の取り組みを見ていくこととする。取り上げる火災は、明治期において最も大きな被害を発生させた「下京大火」、そして京都における大火と名の付く最後の火災である「新京極大火」の二つである。なお、明治期に入り大火と呼ばれる火災はこの二つの火災のみである。

下京大火とは、明治七年（一八七四）五月十日午後二時頃、下京区第十八区松原通東洞院西入俊成町から出火したのち、下京十七区、十八区、二十四区の各町に延焼し、のべ三十二ヵ町七五九戸を焼失させた大火である。焼失範囲は、北は松原通、南は楊梅通、東は不明門通、西は堀川通である。この大火の出火原因は、火元の家の竈火が二階に置いてあった油紙に引火したというものである[57]。

明治六年に大工会社の消防役を廃止していたため、この下京大火で消火活動を勤めたのは町組火消、角力取りであった。その際、上京からは合わせて五区の火消が、下京からは二十区の火消が出動した。各区の出動人数については、全ての区から人数の報告書が出されていないという点から正確な人数は明らかではないが、上京三区からは「火防人」四十五人、「水之手差図之者」二十人、下京四区からは総勢一〇五人、下京八区からは人足三十二人、町役六人、下京十二区からは「火掛リ火防人」十六人、「町々差図世話之者」十人等となっている。以上の四区の平均出動人数は五八．八人である。火を消す者、水を運ぶ者、指図をする者などを合わせて、各区ごとに平均五十人出動したとしても一二五〇人が出動したことになり、下京からその三分の二の数である二十区という出動数から、実際はこの人数よりも多くの人数が消火に当たったと思われる。下京大火は午後二時に出火し、午後五時頃に鎮火した。しかし、各区消防組の引き上げた時間が午後十一時頃であったということから、鎮火後もあちこちで火がくすぶり続けたことが推測できる[58]。

この下京大火における火防体制の特徴は「人海戦術」である。しかし通信設備の未発達であったこの時代に、

千人以上もの人間を指揮しての広域消火活動は大変困難なものであったはずである。また常時商工業に従事する町人にとって消火活動に割かれる労力や、彼らが支払わねばならない火防費は、幕末期の動乱によって疲弊していた京都の人々にとって負担の大きいものであった。

続いて京都で発生した大火と名のつく最後の火災である「新京極大火」を取り上げ、町組の消防活動を見ていきたい。新京極大火は明治二十二年（一八八九）三月二十二日の午前一時頃、新京極南部で発生した火災である。この火災では三十三戸が全焼し、鎮火に至るまで約二時間かかった。鎮火にあたり北垣府知事、曽根検事、上下京区長、上京警察署長、警察本部員、京都府属、府会、区会議員などが皆出張し、消防に加わり尽力したという記事が載っている[59]。この大火は多くの死傷者が出ると思われたが、結果は平田という大工が両足に軽い怪我をするのみであった。三月二十三日の京都日出新聞では多くの「近火御禮」・「近火御見舞」の広告が出されている。この火災の火元は日出饅頭屋・長谷川竹次郎であり、三月二十九日の京都日出新聞には彼が刑法第二〇九条によって八円（二円以上二十円以下の範囲内）の罰金処分に処されていることが記載されている。

新京極大火の被害規模は下京大火のものよりも小さく、市街地や多くの町を焼失するという事態には陥ってはいない。前述の下京大火では町組の負った負担は大変大きなものであった。では新京極大火において町組消防の負担はどのようなものであったのだろうか。

明治十九年に発せられた失火消防規則では、上京区と下京区をそれぞれ五つに区画し、区ごとに町組消防を配置させた。また、ここでは消防組の人員についても規定しており、一つの消防組に組長・副組長含めて九十人の人員が設置された[60]。明治二十二年三月二十三日の京都日出新聞は、下京四組の消防組が消火にあたり、火の手を消し止めたと記載している。新京極大火の鎮火に至る約二時間という速さは、明治十七年末にそれまで消火に使用していた龍吐水から輸入ポンプをモデルとした国産製ポンプが使われるようになったことも関わっていると考えられ[61]、新京極大火における消火活動は下京大火時に比べ、合理化され、消防技術は進んだものとなっている。それに従い、消火活動における町組の負った労力は下京大火時に比べ軽減していると考えられる。しかし、消防器機の近代化・機械化は火との戦いにおいては効果的であったが、それに伴う器機の高額化は小規模の村・町単位での消防組織維持の難しさを招いた。そのため明治期における消防機関は、自らの費用と労力で火災に立ち向かう私的消防機関ではなく、日常小額を負担することによって自らの日常生活においては何ら関わりのない公的消防機関の性格の強いものと変容していく[62]。そして新京極大火の翌年、明治二十三年に火防業務は京都市管轄となり、町組消防は行政にその身を委ねることとなる。

2　町衆の火防における自治性と防災意識

明治二十二年、市制特例が発布されそれまで町組が担っていた行政業務は京都市管轄となった。そしてその翌年火防事務もまた京都市の管轄となり、火防業務は本格的に公的機関に吸収されることとなった。

このとき町組は、火防業務が公的機関に吸収されることに対して、どのような反応を示したのだろうか。仮に町組にとって防災業務を積極的に担うことが京都町衆の自治の現れであり、重要であると判断していたならば、行政が火防業務を吸収したことに対して何らかの反応や動きを示すはずである。また元治大火という大惨事を経験した京都市民にとって、火防への関心は決して低くはないはずであろう。しかし明治二十三年度における京都日出新聞において、火防業務を手放したことに対する町組の反応や動きに関わる記事は皆無であった。このことから公的機関による火防業務の吸収に対して、町組はそれに反対することは無く、彼らが火防業務に対してさほど執着していなかったことがわかる。

市制特例が京都市に実施されることになると、これに対し市民は廃止要求とその運動を展開した。市会では明治二十三年十月二十二日に西郷従道内務大臣あてに特例撤廃の建議を行い[63]、同年同日の京都市会議録では、市制特例は京都の自治の発達を妨げ、自治機関の障害であり、この検束は京都にとって一大不幸であると、京都の自治精神を全面に押し出し、その撤廃を強く要求している[64]。また、明治二十四年（一八九一）には、帝国議会に対して市制特例撤廃の建議を行っている[65]。

市制特例適用の際、京都市民は全力をもってその撤廃にあたった。京都市民にとって「自治精神」は彼らのアイデンティティであり、撤廃運動では彼らの自治への強い志を見ることができる。しかし市制特例への強い反発はあったものの、それに伴う行政機関による火防業務の吸収にはなんら反応を示していない。明治二十三年（一八九〇）九月制定の「京都市消防条例」では、消防組の

組長・副組長を市参事会が選任することになっており[66]、その後も京都の火防体制は、公的機関主導の下、その整備が進められていく。これらのことから京都町衆の防災に対する自治認識や優先度は、さほど高くはなかったことが言える。

明治期において、京都町衆の火災に対する警戒心は、第二章で述べた町式目における火の元注意や、新聞の「火の用心」を促す記事[67]、明治二十二年の新京極大火以後、京都で大規模な火災が発生しなかったことなどから、決して低いものではなかった。しかし、自分に関係の無い火災は単なるゴシップであると感じている町民の姿がそこにはあった。

圓山の出火

一昨日は午后五時比よりポツリ〳〵と雨が降出し夜に入ては愈よ大降となり加之北風さへ劇しく吹荒みしに昨日午前一時四十分頃圓山温泉場こと森彌造方の浴室より出火し浴室二棟は全く焼失して同二時十分頃鎮火したり扨て此出火に際し温泉場の三階と温泉場の前にある鋒亭。瀧の家。梅の家等は何れも非常の困雑にてありしも幸ひ火は移らざりし由一体此邊は水の手の悪き所にて數台のポンプの駈来りしかど悉く使用する事能はず漸く其内の二台を使用ひ梅の家の傍にある小池より水を引し由又此夜雨の降しを機會にして馴染の藝者などを連れて此近傍の旅亭に泊り例のトランプ。八々などを弄び夜明しをしてゐた嫖客も多くありしに火事と聞きて慌て出し困雑の中を右往左往に逃惑ひし態は思はず群集の人を笑はせたりといふ

（明治二十三年三月二十九日　京都日出新聞）

この記事では、火事と聞き右往左往する旅館の宿泊客の姿を物笑いの種にする京都市民の姿が描かれ、彼らにとって自分に被害が及ばない災害は、あくまで他人事と感じている様子がうかがえる。

以上から、京都町衆の行政による火防業務の吸収に何ら反応を示すことなく、その後の火防体制を抵抗無く受け入れていく京都町衆の姿や、自分に無関係な災害を単なるゴシップであると捉える様子は、彼らの防災への自治性の弱さ、災害に対する興味の薄れの表れと言えよう。このことは彼らの防災意識が低下していることを示しており、第二章で述べた町式目における火防条項の減少にも対応している。

火防組織の公的化は消火活動の近代化と合理化という恩恵をもたらした。しかし同時に市民の心は災害対策から離れ、災害に対する関心を殺ぐことにもなったのである。

V．おわりに

元治大火によって都は燃え焦土と化した。しかし、その後民衆の防災への士気は燃え上がることはなかった。個人や町単位ではどうにもならない大災の前に、人間はただ無力なだけのか弱き存在である。そして中世からの自治の歴史を持つ京都町衆もその例外ではなかった。

京都町衆は、町運営における長い自治の歴史を持つゆえに理想化されたイメージがある。しかし史料を通じて防災という側面から町衆を見れば、その積極性や自治性は乏しいことがわかる。そのため町衆を理想化すると、本来の京都町民のリアルな姿や、当時の彼らの持っていた意識を見誤る恐れがあるのではないだろうか。

幕末維新の激動の中、元治大火によって京都市中は灰燼と帰し、市中は絶望と諦念に満ち溢れた。そしてこの大火の経験は京都町衆にとって防災意識を高めるという結果ではなく、逆に町による防災の限界性を感じる結果となり、その後京都火防は公的機関主導の下に身を委ねるという過程を辿っていく。

阪神大震災での経験や、メディアによる防災へのクローズアップ、そして21世紀COEプログラムにおける「文化遺産を核とした歴史都市の防災研究拠点」についての研究が進められるなど、今、防災に対して熱いまなざしが向けられていると言える。防災について考える際、見落としてはならないものは、防災とは人間が行うものであり、そのためには災害の規模のみを見るのではなく災害に関わる人間の姿、社会の姿をも見る必要があるということである。このとき歴史学という視点はその有効な手段であり、防災研究の新たな切り口になる。歴史学のまなざしが防災研究にとって必要であることを改めて強く実感し、今後の防災研究と町衆研究の更なる発展を願いながら本論を終えることとする。

注

1）京都市編『京都の歴史７　維新の激動』、學藝書林、1975。
2）内田九州男『幕末維新京都町人日記～高木在中日記～』、清文堂出版、1989。
3）前掲2)、（元治元年六月十一日）、216頁。

4）前掲 2)、(文久二年閏八月廿一日)、180 頁。
5）前掲 2)、(文久三年二月四日)、192 頁。
6）前掲 4）に同じ。
7）前掲 2)、(文久三年六月廿五日)、201 頁。
8）前掲 2)、(文久三年六月廿六日)、201 頁。
9）前掲 2)、(文久三年六月廿七日)、201 頁。
10）管宗次『京都岩倉実相院日記～下級貴族が見た幕末』、講談社選書メチエ、2003。
11）同前　100 頁。
12）前掲 11）に同じ。
13）前掲 2)、(慶応三年十月六日)、275 頁。
四条大宮西入、藤堂様屋敷前ニ、昨夜六ツ過ニ人殺害致逃去候由也。早朝ヨリ見物人夥敷事ニ候。
14）前掲 2)、(慶応四年一月廿一日)、282 頁～ 289 頁。
15）添付資料　表 1 参照。
16）「譚淵甲子兵燹」は京都日出新聞に明治三十三年（一九〇〇）九月一日から十月十四日の間にかけて連載された元治大火を振り返るという内容の記事である。主に寄書や口述を中心にして構成されており、全三十四回で掲載された。
17）京都日出新聞(明治三十三年九月三十日　「譚淵甲子兵燹廿三」)
(魚棚高橋正義氏寄書)云く、甲子の火災は其火元四ヶ所とす。
其一　河原町三條上る二町目東側長州藩邸、即ち留守居之れを焼払ひ退去せしなり云々
其二　鷹司殿（堺町御門内東側表門二ヶ所表口凡六十間）長州藩士裏門其他より入り込み、會桑越薩彦の諸藩と戦ひ、終に関白家の金銀を鏤めたる玉殿宝庫政所に至るまで、一宇も残らす兵火の爲めに灰燼となる、延焼して南方へ廣がる。
其三　烏丸蛤御門戦争の際、一橋中納言下知を傅へ、長州兵の潜伏せりとの聞えある怪しき向きに砲火を打込み、先づ烏丸下長者町角小紅屋を焼き、次に烏丸上長者上る醍醐殿へ打込む此の両家の猛火盛んに燃え、殊に残暑の厳敷雨も久しく降らざりしより、強風に煽たれて四方へ延焼す。
其四　會桑藩等、一橋公の下知を得て、長兵の潜伏を防がん爲め、高位堂上、武家屋敷、社寺の嫌ひなく、町家に至るまで、放火して其火處處より延焼す云々
18）元治大火の焼失範囲、および焼失した家屋数は以下の通りである。
(焼失範囲）東　鴨川　西　堀川通
南　七条通　北　上長者町通
(焼失家屋数）町数八一一町　土蔵千三百十六ヵ所　宮御門跡三ヵ所　堂上方十八軒
諸家御家敷五十一ヵ所　寺社二百五十三ヵ所
かまど数二万七千五百十三軒　芝居小屋二ヵ所　髪結所百三十四ヵ所
(『京都歴史災害研究　第 2 号』、2004 年 11 月、編集・発行立命館大学 COE 推進機構　立命館大学歴史都市防災研究センター　京都歴史災害研究会、17 頁参照)
19）「幕末京都図巻」。(「小出哲太郎家文書」　KM43〔3-1〕4852-22 頁～ 4852-23 頁、京都市歴史資料館蔵)
20）『幕末維新京都町人日記～高木在中日記～』によると、京都が焼き討ちされるという噂は町人の間でたびたび起こり、その都度京都市中は混乱の様相を示した。その様子を文久三年七月三十日の日記では「松原大焼打ニ可致候趣之書付張候故、松原寺町辺大混雑、町ゝ夜通し之由也。」(203 頁)、同年八月二十二日の日記では「祇園町焼払ニ相成候風聞致、大混雑ニ御座候。」(204 頁）というように記している。
21）前掲 2)、(元治元年八月廿六日)、220 頁。
22）『叢書京都の史料 2　若山要助日記（下)』、京都市歴史資料館編、1998。
23）京都日出新聞（明治三十三年十月四日　「譚淵甲子兵燹廿五」、高橋正義氏寄書）
当時の京都火防人の印象
當時の京都火防役は、平常左の如し
所司代　上屋敷と称し、消防の人員は組與力同心にて、騎馬五六騎、足軽凡廿人、消防夫凡百人。
月番　丹波笹山、同亀山、大和郡山、高槻、淀、膳所、此の六大名より、月番として代る〳〵之を勤めたり。但し其藩士番頭一人、以下騎馬五六騎、其他足軽消防夫人員、概略所司代の手に同じ。但し當番の時は、藩士京都の屋敷に詰めをるなり。
消防人夫は、抱へ入れたるもの、之れを月番子と云ひ、市中に出て、無心強請する等、町家の忌み嫌ひしものなり。
町奉行　月番のもの、先づ繰出す。與力同心附属し、消防夫三四十人。
中井保三郎火消　寺町丸田町に屋敷ありて、代々中井主水と云ひ、家領五百石、禁裏御大工にて、京都の大工頭なり。故に消防夫は皆大工の徒弟とす。
小堀勝太郎火防　知行六百石にて、千本二條に屋敷あり。御代官と称し、消防に出でたり。
両本願寺消防　本願寺境内又は別院、或は縁族の□家宮方堂上方の近火には繰り出したり。
24）江戸期における消火活動は、まとい・梯子・竜吐水・うちわ・高張り提灯等の防火用具によって行われた。当時、炎焼中の家屋への消火方法は、梯子を掛け、水を入れた桶を担ぎ上げて水を撒くか、数メートルしか飛ばない竜吐水で水を掛けるというものであった。しかし一時に日常以上の水をより早く、より多く確保することは容易ではなく、乾燥状態・風力・風向き・水の便不便によって、瞬く間に火は燃え広がり、大火になると水を用いた消火方法ではもはや鎮火は不可能になる。そのため、大火における消火方法は、家屋の破壊がその中心となり、炎焼中の家屋はもちろんのこと、まだ延焼していない家屋までも倒壊させ、火の広がりを阻止するという方法が採られた。
25）「甲子兵燹図」とは幕末の画家、前川五嶺（一八〇六～一八七一）によって描かれた、元治大火の様子を描いた作品である。現在、原本の所在はわからなくなっているが、森寛斎の門人である森雄山が原本を模写したものが残っており、他の系統の写本もある。本論では森雄山の描いた写本から史料引用をしている。なお史料引用にあたり、平成十六年度第百二十二回京都大学附属図書館公開企画展「長州志士の軌跡　幕末維新展―直筆が語る実像―」出陳図録　六八頁～七二頁を参照した。
26）京都日出新聞（明治三十三年十月二日　「譚淵甲子兵燹廿四」高橋正義氏寄書）
27）前掲 25)。(「長州志士の軌跡　幕末維新展―直筆が語る実像―」出陳図録、68 頁)
28）前掲 22)。(元治元年七月廿三日　242 頁～ 243 頁)，(元治元年八月七日　246 頁～ 247 頁)
29）京都日出新聞（明治三十三年十月六日　「譚淵甲子兵燹廿七」高橋正義氏寄書）
數月の間のみならず、五七年の後までも尚ほ市中には、焼跡に假屋さへも建てず、其儘に打過したり。
30）前掲 25)。(「長州志士の軌跡　幕末維新展―直筆が語る実像―」出陳図録、70 頁)
加茂川筋迯出し人々其数をしらす十九日夜より廿日廿一日先火は慎りけれとも何国へ帰る所もなけれは川原にしはし住もあり水の自つく雨に濡れ八月中旬迄も川辺に暮す人もあり非人と同し姿也
31）京都日出新聞。(明治三十三年十月五日　「譚淵甲子兵燹廿六」國分胤光氏寄書）
32）前掲 25)。(「長州志士の軌跡　幕末維新展―直筆が語る実像―」出陳図録、71 頁)
33）京都日出新聞（明治三十三年九月二十五日、「譚淵甲子兵燹

十八」）
明治三十三年九月二十五日の「譚淵甲子兵燹十八」では、元治大火を振り返るいろは歌が掲載された。その中で「町人の正義　めくらの垣のぞき」という表現がある。
34）前掲 25)。(「長州志士の軌跡　幕末維新展―直筆が語る実像―」出陳図録、71 頁）
此大変につきては種々の難渋或は忠節義心孝道貞操又は争ひ哀憐誤りかなしみその甚しき数々筆に尽しかたく皆是天災にて其身に応せぬ勝奢を天よくとかめ為ふと思へは必すうらむへきにあらすたゝつゝしむへきの第一也
35）『叢書京都の史料 3　京都町式目集成』、京都市歴史資料館編、1999。
36）同前、286 頁～ 289 頁。
37）添付資料　第 2 表参照。
明暦二年以前～明暦二年（一六五六）三月に作成された上京区中立学区三丁目の「中立売式目」では、消火に参加しなかったものに対して銀子五枚の罰金を支払うことを以下のように規定している。
一、つけ火、自火ニよらす火事出来候ハヽ、風上隣三軒、風下五軒内ハ内を取置可申候、其外ハ壱軒も不残水を持セ火元へ参、けし可申候、尤極老、病者ハ各別也、其外ハ壱人も不残、火許へ水持セ可参候、若不参候は為過料銀子五枚、会所へ出シ可申事、付天水桶へ無懈怠水可入事
また、寛文七年（一六六七）二月に作成された上京区龍池学区町頭町の「町中法度之覚」では、消火に参加しなかった場合、銀子一枚の罰金を支払うことを以下のように規定している。
一、町内ニ火事参候時、不依家持借屋ニ閣手前之儀、先火本へ欠付随分銷可申候、若手前ニ構テ出不被申候は、為過銭銀子壱枚急度取可申候事
38）前掲 35)、146 頁～ 154 頁。
39）添付資料　第 2 表参照。
40）前掲 35)、29 頁～ 31 頁。
41）前掲 35)、26 頁～ 28 頁。
42）前掲 35)、246 頁～ 247 頁。
43）前掲 35)、118 頁～ 119 頁。
44）前掲 35)、319 頁～ 323 頁。
45）前掲 35)、319 頁～ 323 頁。
一、毎月火防入用壱軒役五拾文取集小学校え差出ス
46）前掲 35)　293 頁～ 295 頁。
47）前掲 35)　3 頁～ 8 頁。
48）前掲 35)　32 頁～ 35 頁。
49）『京都町触集成　第十三巻　自元治元年　至明治四年』、京都町触研究会編、岩波書店、1983 ～ 1994、225 頁～ 226 頁。〔法令六月十日〕
近来頻ニ路人を暗殺シ其所持品奪取候趣、甚以不埒之事ニ付、屢厳重之御沙汰ニ被為及候得共、兎角其悪習難去、御政道も不相立次第ニ付、猶又此度厳重ニ被仰出、家来ハ其主人、兵隊ハ其隊長、其余末々ニ至而者其父兄より取締いたし、自然右等之所業有之候節ハ、其最寄ヨリ早々取押へ刑法官へ可申出候、万一藩士兵隊等之中ニ而不心得者有之被召捕ニおゐてハ、本人ハ被処厳刑、其主人其隊長ハ不及申、品ニより父兄一家之落度たるを以て、急度御咎をも被仰付候条、不取締無之様厚く可相心得旨被仰出候事
50）「熊谷直孝日記」、明治二年（一八六九）九月十日　(『資料市政の形成　京都市政史　第 4 巻』、京都市市制史編さん委員会、3 頁～ 4 頁）
51）「高木文平懇願書」（一八八二年）(『資料市政の形成　京都市政史　第 4 巻』、京都市市制史編さん委員会、5 頁～ 7 頁）
52）『京都府百年の資料　一　政治行政編』、京都府立総合資料館編、1972、119 頁～ 120 頁。
53）前掲 52)、120 頁。
54）前掲 52)、120 頁～ 125 頁。
55）「京都府府令達要約」、一八八七年四月二十五日　(『資料市政の形成　京都市政史　第 4 巻』、京都市市制史編さん委員会、42 頁～ 43 頁）
56）「消防組規則」、明治二十七年二月九日　(『法令全書　第二十七巻ノ二　明治 27 年』、内閣官報局、1887、24 頁～ 27 頁）
「警察官及消防官制中改正ノ件」、明治二十七年七月十三日 (『法令全書　第二十七巻ノ三　明治27年』、内閣官報局、1887、350 頁～ 355 頁）
「消防組規則施行概則」、明治二十七年二月十日　(『明治三十三年　法令全書　第七號　7-9』、内閣官報局、1887、37 頁～ 39 頁）
57）「京都府庁文書　明治七年　火防一件」、京都府立総合資料館蔵。
(明 7 12-1)，(明 7 12-2)
58）同前。
59）京都日出新聞（明治二十二年三月二十三日）
60）前掲 55)。
61）『東京の消防百年の歩み』、東京の消防百年記念行事推進委員会編、東京消防庁、1980、55 頁。
62）守屋敬彦「明治初期京都消防制度小考」、(『文化史学』33、1977 年 12 月、31 頁～ 46 頁)、43 頁。
63）『京都の歴史 8　古都の近代』、京都市編、學藝書林、1975、68 頁。
64）「京都市会決議録」、1890 年 10 月 22 日 (『資料市政の形成　京都市政史　第 4 巻』、京都市市制史編さん委員会、133 頁～ 135 頁）
65）「京都市会決議録」、1891 年 1 月 13 日 (『資料市政の形成　京都市政史　第 4 巻』、京都市市制史編さん委員会、135 頁～ 137 頁）
66）『資料市政の形成　京都市政史　第 4 巻』、京都市市制史編さん委員会、43 頁。京都日出新聞（明治二十三年七月八日）
67）京都日出新聞（明治十九年一月三〇日)、(明治二十三年十一月八日）

第１表　『幕末維新京都町人日記』火災／治安・世相　記載一覧

※「ゟ」の表記は「ヨリ」とする

年号	月日	京都の火事に関する記載	治安・世相に関する記載
万延二年	一月二日		昨夜七ツ過ぎニ五番町之灰左殿方へ盗入事承ル。
	一月八日	五ツ時灰八方俄ニ火事之由、声高ニ而候故、隣家一統驚候而夫丶門江出候処、其義なく得ト相糺候所、盗、抜身ニ而入込候事ニ御座候。右訳柄ニ而其侭逃去候事。	
	一月九日	九ツ時徳万町手あやまちニ而火消出る。早丶鎮る。	
	一月廿四日		米大高値、白米壱石ニ付代弐百五拾目。
	一月廿五日		丹波亀山城主打死ニ被致候由、大混雑也。
	一月廿六日		此間仏具屋町井三殿方へ夜盗這入、凡百五十両斗取逃去。
	二月六日		一昨夜二ノ宮町辺盗入、主殺火付逃去候由承ル。此頃夜盗、追はぎ、抜をどし之類夥敷由。
	二月七日		昨夜伝奏広幡殿殺害之由承ル。召遣候女中之由也。直ニ自殺。
	二月九日		井筒屋三郎助殿方へ、人抜身ニ而入込候、盗、雪踏屋町新町西入町三宅と申安腹医者之由ニ而召捕ニ相成。
文久元年	二月十七日		年号、文久ト改元。
	三月四日		此度水戸殿ヨリ江戸表へ御達しニ相成候由、浪人共多分願入寺門徒ニ仕立、京都へ相登り候由風聞承ル。
	三月廿五日		六条本願寺参詣諸国ノ人数、凡京都止宿之者共へ公儀へ帳面書上ケ、人数十五万六千人余、日丶出入ニ相成候人数凡五万人余ノ由承ル。誠ニ市町道者之人斗、古今夥敷事ニ候。
	四月朔日	八ツ半時室町四条下ル町小家壱軒出火。	
	四月七日	九ツ時天正寺図子出火。七ツ時過西院村出火。	
	四月十日	四ツ半こをじん（荒神）口車屋出火。	
	四月廿八日	七ツ半時岩上姉小路上ル町東側出火。明六ツ半過ニ火鎮ル。西側も火出し不相定大キニ混雑候所、段丶御知らべニ相成候所、裏家ニ居候ばゝ火付致召捕ニ相成候由承ル。	
	五月十五日	昨廿四之夜木ヤ町松原上西側、二ヶ所も火付置逃去候由承ル。	
	五月十七日	九ツ半時岩上錦小路東南角、茶嘉物入出火。此火元甚訝敷候間、段丶御知らへ有之候所、女乞食火付致候由相分り、召捕ニ相成候事。	
	五月廿三日	五ツ半時大宮頭老の松辺出火。	
	六月十九日		桝屋庄兵衛殿方昨夜七ツ時分盗賊這入銭箱取出し持逃候事、凡銭拾貫余り之由也。
	七月廿七日	九ツ過禊原之向出火。	
	十月廿九日	八ツ過出火、御築地内之由承ル。	
文久二年	二月八日	八ツ時新町頭水車出火。	
	二月廿八日	九ツ時小川上辺出火。	
	三月四日	五ツ過醒井高辻下ル町裏家ヨリ出火。	
	三月十五日		九条関白殿ニおいて色丶怪敷儀等有之由承ル。
	四月十七日		九州筋、四国一躰ニ而追丶上京、御所様へ上書之由承ル。追丶色丶風聞承ル。
	四月廿四日		昨夜五ツ時伏見寺田屋之浜ニて、何れ之家中ニ御座候哉、四十人斗舟ヨリ上り候を、薩摩勢打出七人打取、五人深手ニ候所、其侭死人深手人共薩摩屋敷へ引取候事。
	五月十二日		此比京市中はしか病流行致、家ことに打ふし候程之事ニ候。狂歌ニ　世の中のをさまるはしか家ことに　枕ならへて福をねてまて
	五月廿九日	四ツ時前東寺領之内山吹弐軒出火。	
	七月廿三日		篤ト承ル所、木屋町妾宅ニ居候を引出し、嶋田の首打取、同躰斗高瀬川へ打込置候、大見使相立但同躰斗故、色丶相調有之候、相済候所、翌朝廿二日早朝、四条河原ニ竹ノ先ニ首をさし、板ニ文を書付市ニさらす事。
	閏八月四日	九ツ半時大宮七条下ル町出火。	
	閏八月五日		昨夜嶋原角屋ニ而大夫殺シ逃去候者、奥州箱立之者ニ而供ハ召捕ニ相成候由。
	閏八月廿一日		早朝ヨリ四条河原ニ而梟首有之、同躰ハ高瀬川ニ流松原上ル所ニ懸り有之候、黒袷ニ唐奥袴、紺足袋、紋四ツ目、誠ニ夥敷見物人ニ候。然ル所死人本間精一郎与申者、河原町二条下ル隅ノ蔵長屋ニ借宅致居候浪人ニ而、元江戸表ヨリ来り候由、色丶取丶風聞ニ候。（中略）誠ニ古今之珍事也。
	閏八月廿三日		早朝ヨリ此度ハ松原河原ニ而梟首有之。
	九月朔日		此度ハ三条河原ニ而目明吉与申者殺シ如此。
文久二年	九月廿四日		今朝栗田口ニ首三ツ掛り有由ニ而大キニ混雑之事承り候。
	九月廿五日		七ツ時古屋敷小寺仲蔵殿殺腹被致候由承ル。
	十月十一日		二条河原ニ晒者有之鞍馬口煎餅屋半兵衛。相国寺門前十蔵弐人之者、昨江戸御下リニ付和宮様人足ニ雇れ、宿丶ニ而金銭をむさほり候ニ付、其罪ニヨリて被晒置候由也。

第1表（つづき）

年号	月日	京都の火事に関する記載	治安・世相に関する記載
文久二年	十一月十五日		早朝三条河原ニ而永野主馬（膳）手懸ケ、尼ニ相成居逃去候者取出シ、さらし置候由也。
	十一月十六日		栗田口御仕置場向ひ側ニ長サ四尺斗之青竹へ細き苧縄ニ而首括り付突立之有。
	十二月十七日		此比押借盗賊多分有之、昨日丸善殿方ニ而弐歩金ニ而拾弐両弐歩取逃候事。
	十二月十八日	九ツ半時北野二番町竹屋小家ヨリ出火。	
文久三年	一月十四日	五ツ時大徳寺前出火。八ツ時ヨリ四条御旅町焼失。	新町河安枠、竹田街道ニ而被切死ス。
	一月廿七日	八ツ時分小松谷辺出火。	
	一月廿九日		早朝千本丸太町辺ニ而香河と申者首を切、同躰ハ其侭捨置、首を持帰り候由也。
	二月四日		此比夜分ハ人を切殺シ、女ハ連行念仏講ニおかし候事故、甚以さひしく夜出ル者無之様ニ相成候事。
	二月五日		昨夜四条柳馬場ニ而壱人切倒シ候由。
	二月十六日	五ツ過冨小路錦小路上ル町、津国屋源兵衛納家出火。	
	二月廿三日		加茂川三条下河原ニ木像之首三ツ。
	二月廿七日		衣棚二条上ル浪人五人会津ヨリ召捕ニ相成。足利公首梟首致候者とも之由也。
	二月卅日	五ツ過一貫町松原下ル三丁目裏小家出火。	
	三月十八日		加茂河原三条下ル之坊主弐人切捨有之。
	四月十六日		嶋原木津屋ニ而江戸家来之内一人、酒之上ニ而抜身ニ而大騒動ニ相成候故、其分江戸御目付方へ訴候所、早速御知らへ之上右之者一人御暇ニ相成候、其人浪人口江入込浪人等一所木津屋江押込木候故、木津屋表〆有之。
	四月廿一日		昨夜千人同心之内一人切殺候由ニ而、御徒目付之内弐人倹使ニ御立候由。
	四月廿七日		勢州亀山之宿ニて大目付岡部駿河守旅宿、浪人四人忍入候所、家老之者見付候故咎候所、切合家老少ゝ手負、四人之者逃去候由承ル。
	五月朔日		三州岡崎之宿ニ而何者とも不知八九人斗、岡部駿河守殿宿へ切込、用人其外之者手負ニ相成、岡部殿も、少ゝ手負之由、切込候八九人之者も手負ニ相成逃去候由、風聞。
	五月十三日	八ツ過時寺町切通し上ル町仏法大師御堂出火。	
	五月廿日		三条河原へ首出ル。
	五月廿一日		昨夜五ツ時御築地内有栖川様御門外ニ而、何者共不知三人、姉小路大納言殿へ切掛ケ、大納言殿深手負候へ共、合手之者刀を取合手之者も手負ニ相成、若党も相動キ、合手之者手負ニ致候所、合手三人之者、逃去、若党大納言をかたニ懸ケ本宅へ御帰り候節ハ、実正命ニ候へ共、其夜養生不相叶死去ニ御座候由承ル。
	五月廿六日		薩摩屋敷ヨリ三人召捕行由承ル。
	六月六日	三日巳ノ刻ヨリ西丸出火。	
	六月廿五日		松原五条之間、河原ニ而弐人切殺シ有之候事。
	六月廿六日		新シ町下立売ニ而壱人切殺シ有之。
	六月廿七日		千本三条上ル所ニ壱人切害致、梟首致者也。
	七月三日		早朝千本三条上ル所壱人切殺有之。
	七月四日		昼時河原町三条下ル町ニ而侍弐人勝負致、壱人被切殺候事。
	七月廿四日		仏光寺高倉西入丁油や八幡屋宇兵衛与申者交易ニ付、今朝三条河原へ首出ス、同体ハ錦小路大宮西入野へニ捨有。
	七月廿六日	夜九ツ半時ヨリ高大寺炮火にて焼ル。	三条制札場ニ首出ル。
	七月廿九日		本願寺焼打ニ致候趣張紙致候処、地（寺）内之者其外町人大混雑仕候事。
	七月卅日		松原大焼打ニ可致候趣之書付張候故、松原寺町辺大混雑、町ゝ夜通し之由也。
	八月三日		東洞院七条下ル町首出ル。
	八月十日		中筋河内屋栄助□、交易筋ニ付、今日三条河原へ梟首ニ相成候事。
	八月十二日	葭屋町大庄蔵焼ル。	油小路町四下ル町いつ屋万助、罪状付七条河原へ、首出ル。
	八月十三日		西六条町奉行、松井中務首三条河原ニ出ル。
	八月十八日		昨夜ヨリ御所様大混雑ニ御座候。今朝ヨリ諸大名方ゝ追ゝ御所詰込、皆夫ゝ鎧甲ニ而行者も有、着込ニ行人も有、大のぼり、馬印、弓、鉄炮、大筒ニ而御所六門其外、御固メニ御座候ハ今ニも一戦可有之体ニ御座候。昨夜本国寺ニ滞溜有之候因州公御内ニ而、大混雑有之候由、三人斗打取候趣承ル。
	八月十九日		諸大名方追ゝ御上京ニ候。
	八月廿二日		祇園町焼払ニ相成候風聞致、大混雑ニ御座候。
	八月廿七日	黒谷、岡崎、会津止宿ニ候所出火八ツ時。	

第1表　（つづき）

年号	月日	京都の火事に関する記載	治安・世相に関する記載
	十一月廿四日	九ツ時高倉五条上ル町壱軒出火、同刻中立売千本東入丁手誤。	
	十二月七日		所ゝ切捨有之由風聞。
文久四年	一月廿九日	少雨降、八ツ過二条川東、阿波屋敷小屋出火。	
	二月三日	五ツ時出火、妙心寺之内とも言、跡ヨリ聞候へは、西京郭公天神宮の近辺百姓家弐軒焼失。	
	二月八日		暮六ツ時比綾小路大宮西入丁、光縁寺門前、手先十助切られ死ス。
	二月十八日		長州征罰（伐）之風聞専也。
元治元年	二月廿日		年号改元、元治ト号。
	三月朔日		六ツ半時千本六角、人切害及候事。
	三月三日	五ツ時鳥羽辺出火。	
	三月十日		長州使者来ル由也。
	三月十一日		六ツ過千本三条侍壱人切殺レ倒れ居ル。
	四月廿二日	六ツ半時東木屋町松原下ル町出火、五六軒焼失之由。	
	四月廿八日	九ツ半時油小路綾小路下ル丁出火、八吉、亀甲次、笹元焼失、七ツ時火慎（鎮）ル。	
	五月廿八日		寺町念仏寺之和尚、子僧切殺逃去。
	五月廿九日		昨朝大坂御堂前、首三ツ出ル。
	六月六日	七ツ時前蛸薬師柳馬場上ル丁出火、三軒斗焼ル。	昨夜ヨリ三条河原丁辺ヨリ二条迄之間ニ而大混雑、浮浪者忍入居り聞ニ付、不意ニ押寄四五人斗切殺、十壱人生捕。寄手、会津、彦根、所司代組、壬生新選組、寄手方三四人斗打死ニ、其外手をい多有之由也。
	六月八日		日ゝ大混雑ニ御座候。小砲、大砲、具足其他弐具地車ニ而引取、壬生。
	六月十一日		壬生浪廿人斗ニ而壱人籠ニ而連帰ル、九ツ前。日ゝ乱世之様ニ御座候。
	六月十二日	九ツ半時二王門通新間之町辺、寺ニ軒焼失、尤会津焼出しニ御座候事。	
	六月廿四日		山崎宝寺へ長州家老福岡、六百人ニ而来ル由風聞、其外ヒラカタ、伏見、長州勢多分来ル。
	六月廿五日		竹田街道銭取橋辺、廻り嶋ト両方ニ御固メ、旗差物、大砲、小筒固メ之人数、具足其他キゴミニ而御固メニ候間、今ニも一戦有之哉も難斗、尤、淀、伏見、山崎口、伏見街道其他所ゝ大固メ、御所様御固メ之分翌朝引、平日之通ニ御座候事。
	六月廿九日		伊予松山勢三百人斗、旗差物、大砲、鉄砲、尤具足、キゴミを着し山ノ内江御固メニ御座候。
	七月十八日		長州勢嵯峨天龍寺山ヨリ嵐山江掛陣幕張、多分人数昼夜共、近辺見廻り、尤夜分ハ甲冑之由、近在村ゝ江ハ大きニ仁世を施、金銭多分遣し候様子風聞。
	七月十九日	（略）五ツ半時風聞。今明六ツ前長州勢嵯峨勢、三条烏丸、山崎勢松原烏丸通、御所様取囲、一戦ニ及居候由也。会津、藤堂、四ツ前、西御奉行瀧川播磨守様キゴミニ而五六十人同勢ニ而大宮下江御下り相成、四ツ時讃州高松城主、先陣中大将左右陣後陣凡五百人斗勢揃致、大宮通上江御通行、誠ニ以古今大混雑ニ相成候。五ツ前長州屋敷焼ル。四ツ時竹田口与思しき辺焼。然ル所伏見長州屋敷御座候由也。誠ニ以雷鳴天をひる返ス欤ト数百廷（挺）ノ鉄炮、大炮之音聞る所、追ゝ戦ひニ相成、風聞繁く相成候所、御所内鷹司御殿へ会津勢ヨリ大炮打懸ケ、一時ニ焼失、夫ヨリ堺町御門、蛤御門、中立売御門ニ而大戦ひ之由、更大名方御勢夫ゝ皆御加勢ニ付、長州打まけ逃去候故、会津勢ヨリ小紅屋へ大炮三延（挺）斗打込、一時ニ焼家内拾七八人死。然ル所承り合候へは、丸田町寺丁西入丁ニ而、越前家老同勢弐百人斗、甲冑ニ而来り候所、長州勢ト出合、大戦越前勢打まけ多分死、夫ヨリ堺町御門会津、彦根勢戦互ニ大炮会津ヨリ打掛、長州勢逃去中立売新町辺ニ而大戦ニ相成候。一橋勢、讃岐勢、薩摩勢ヨリ大炮ニ而打〆られ、長州勢散ゝニ打まけ逃去、夫ヨリ長州落ち武者町家へ潜伏致候哉与言、烏丸室町之間ニ而焼出ル、夫ヨリ南ハ仏光寺迄、西ハ西洞院東側、東ハ寺町迄焼。其音人民泣さけふ声、大炮打ニ而大混雑之次第、誠ニ天地震動ス。十九日夜七ツ時前ヨリ町ゝヨリ出火を鎮防方致、大方廿日朝六ツ半時ニ火止、先ゝ安堵致居候所、五ツ時比又ゝ所ゝ大炮打掛焼立来ル、会津之士大砲壱丁ニ十人斗ツゝ付、夫ゝ江廻り焼立ル。彦根之士同様焼立廻ル。焼残り之町家又ゝ取物も不取敢上を下へト震動ス。東本願寺七ツ時ニ焼失。薩摩勢、嵯峨天龍寺虚空蔵本堂、其外三軒茶屋之辺一時ニ大炮ニ而焼払、八ツ時乍恐禁裏様紫震殿迄御出立ニ相成、御立のきも有之由之所、時宮様段ゝ御差止之由ニ而御立退ニも相成不申、難有仕合ニ御座候。	

第1表（つづき）

年号	月日	京都の火事に関する記載	治安・世相に関する記載
	八月朔日		市中一統未タ人気上ヲ下エト転働（倒）して何事も其意不得候事。
	八月五日	八ツ半時五条通新宮川丁、西角北側三軒焼ル。	
	八月廿六日		町中一同へ御売下ケ米被下。夜同断。盆のよい、さつさぶし、ぼんの十九日から廿日、ねづにさわいで、鉄炮やつて、火事やつて、京町やかれ、うろたへて、持ものもたずに野宿して、荷物をとられて、いんぐわいんぐわ、なんぞのばちじや。
	十月十八日		平塚殿方へ盗這入、刀壱本、脇さし壱本取逃去、□□灯ちん置帰る。
	十一月廿六日	八ツ時等持院、法□寺壱軒出火。	
	十一月廿九日		筑波山立籠浪士、山開キ出追ゝ上京之由、美濃大柿（垣）辺迄来ル由也。夫ゝ御手当混雑之義ニ御座候。
元治二年	一月三日	五ツ時加茂玉田居宅出火。	
	一月廿六日		下河原鷲尾町ニ佐ゝ木六角源氏太夫ト号、多分残等（党）を集候者夫ゝヨリ召捕候由承ル。当町内見廻り組ヨリも召捕多分有之候事。
	一月廿七日	九ツ半時木屋町三条上ル町、いけ亀台所其外出火。	
	二月廿七日	太秦辺出火。	
	三月四日	七ツ過烏丸今出川上ル町出火。	
	三月六日		三条白川西入丁具足ヤ之内、皆召捕ニ相成候趣承ル。
元治二年	三月廿六日	六ツ半時ヨリ末吉町ヨリ切通し西入、万屋店二階ヨリ出火。東、祇園一力ヨリ三軒斗東迄、西ハ東川端、北ハ新門前上、南ハ四条ヨリ小壱丁斗。尤縄手大和橋ヨリ北へ西側残ル。類焼家数千廿五軒、土蔵十二ヶ所、明六ツ時火鎮る。	
	四月三日		堀川綾小路下西川、帯刀人壱人切られ倒居候。
慶応元年	四月七日		年号改元慶応与言。
	四月十六日		大阪表へ吉川追ゝ着之由ニ而、山崎口又ハ橋本、淀、宇治其外京都入口厳重之御固メニ而、大キニ混雑之由之風聞。
	四月廿一日		丹喜殿方盗賊這入、品物七点、金廿両三歩三朱紛失。
	五月十八日		一橋様屋敷ニ而数百延ノ鉄鉋、一時打掛ケ甚以驚入候所、矢張筒さらへ之由ニ御座候事。
	六月廿八日		白米壱石ニ付代五百目、金相場九十七匁壱分五厘、百銭相ば十四匁五分、銅銭九百文。大混雑相場ニ御座候へ共、更ニ下方、困窮不致閑ニ御座候。全諸色高直ニ相成、働賃等格外取之候事ニ付、尤諸色釣合ニ相成、夫故之義ニ候。
	七月十九日	五ツ半時一橋様屋敷出火、大鉋方其他歩兵方部屋焼る由也。	
	八月六日		古今之珍事は白米五百目、其外一切之物直段右ニ連レ、格外之高直ニ候所、芝居之表ニ今日は大入ニ付、茶ヤの通路も無御座、明早朝ヨリ御入来之札張置候事。
	八月九日	明六ツ過相国寺辺出火、寺鐘。	
	八月十八日		当町近江屋卯兵衛軒下ニ倒れ物有之候。
	十月十日		白米壱石ニ付代六百目、金、百三匁七分、◎、十四匁九分。
慶応二年	二月十八日	四ツ時ぢしん。朱覚寺村出火、凡一時半斗ニ而火慎（鎮）。	
	三月五日	九ツ半時出火、金閣寺裏村、八ツ過ニ止。	
	三月廿四日	九ツ時西洞院万寿寺下ル町、西側中程ろうじ（路地）、蔦家三軒出火。	
	四月六日	七ツ時西木屋町松原下ル町上り問屋弐軒出火。	
	四月十二日		六ツ過鍵屋太兵衛表軒下江捨子致有之。
	四月十二日	四ツ半時御所御普請小家出火。	
	四月十三日		四条芝居前ニ而、肥後ト会津与大喧嘩、肥後壱人死、四人手負。会津壱人死廿五人手負、肥後方へ生捕ニ相成候由。
	四月十四日	五ツ半時寺町丸太町下ル丁西側、ひし嘉借家小家出火。	
	五月三日	七ツ前若王寺辺百姓家出火。	
	五月四日	八ツ時南と場（鳥羽）辺出火。此比所ゝ書付致候者有之趣、夜毎ニ有之。	
	五月十九日		安治郎方盗賊懸り先済。
	六月十三日	六ツ過新田辺ト相見へ出火。	
	六月廿五日		大阪御城堀ニ先、山生（椒）魚と思しき魚、長サ七尺余り之者、死浮居候由也。大キニ不吉之次第風聞。
	七月廿四日		廿三日廿四日大キニ混雑、会（津）屋敷内皆ゝ具足着之由ニ而、大変も可発由ニ候間、近辺町家夜通し致候事。乍併先何事も無之候趣。
	八月十日		白米壱石ニ付代壱貫四百目、玄米壱貫百拾匁ヨリ壱貫弐百匁、白麦壱石ニ付大六百八十五匁、大坂金相場、百三拾五匁五分、京金、百五匁五分、◎、十弐匁八分五厘、弐朱代壱貫四十文。
	八月十六日		早朝引廻し之上火罪之者通ル、吉兵衛与申廿斗之者。月食皆既、此月食之次第少ゝ常ニ反ス。

第1表　（つづき）

年号	月日	京都の火事に関する記載	治安・世相に関する記載
	九月十二日	九ツ半時二条高倉東入丁南側二軒出火。	
	九月十三日		昨夜三条制札場ニ而打合有之、新選組壱人打死ニ而、壱人生捕由也。
	十二月六日	八ツ半時ヨリ祇園内水茶屋ヨリ出火、夫ヨリ藤屋へ火移り、大門、中門、神楽所、拝殿、中村分執行宅右ふち、焼失、暮六ツ時火慎（鎮）。	
	十二月卅日		禁裏崩御ニ付鳴物普請停止ニ候。日数之義ハ追而可相触候。尤町中自身番致、火之用心随分可念入旨、洛中洛外可相触もの也。
慶応三年	二月十二日	四ツ時岡崎辺出火。	
	二月廿日	九ツ時比南禅寺之内百姓家六軒斗出火。	
	三月十一日	九ツ時白川村出火。	
	三月十三日	八ツ時東木ヤ町仏光寺橋上ル町出火、釜数五十六軒。	
	三月十八日	九ツ時西大谷本堂出火。ニ天門焼出ル。	
	四月廿二日		中京、城下、三条辺迄大キニ混雑致、荷物等持運ひ候事。翌日承候へハ、前夜一橋屋敷初午相勤、太鼓厳敷打候、其上新門辰五郎手下之者一時ニ声を上ケ、夫故何事哉ト驚候事也。
	五月十二日	八ツ半時木や町四条上ル町出火。	
	七月六日	九ツ時古川町三田屋敷出火。	
	八月十四日		五ツ過頃御目付原一ノ進様三条屋敷ヨリ御旅館迄之所ニ而、難相分帯刀人弐人切手掛り、御目付之首を取去ルを御目付侍弐人追付、打合乱法者弐人之区部打取候由承ル。
	十月六日		四条大宮西入、藤堂様屋敷前ニ、昨夜六ツ過ニ人殺害致逃去候由也。早朝ヨリ見物人夥敷事ニ候。
	十月十三日		市中大キニ混雑ス、夫ゝ道具等皆付持運。
	十月十五日		将軍様御参内。将軍役御じ（辞）退之由也。
慶応三年	十月廿四日		此比市中下京辺日ゝ御札、□（其）外天下り候事。
	十月廿六日		古今珍事、太神宮、八幡宮、其他金大黒、蛭子、木二王、土布袋、新小判、不働明王、白髭大明神、金毘羅大権現、其他御札。日ゝ四五軒宛天降給ふ。
	十月卅日		昨廿八日夜四ツ時過、不動明王御札、丹半表軒先へ天降。同晩六ツ時比同御札、船屋五百平表軒先へ降。町中惣掛り廿九日卅日両日とも神いさめ仕候事。
	十一月朔日	八ツ時比東しん院辺少ゝ出火。	
	十一月九日	大吉裏座敷其他、小家出火、四ツ過ニ火慎（鎮）。	
	十一月十四日		天降給ふ。神仏前ニ而祝酒、振舞之義ハ勝手次第ニ候得とも、異形又ハ踊歩行、土足ニ而登り候義ハ、決而不相成候御触出ル。
	十一月廿六日		今日ヨリ踊候義ハ決而不相成候趣御触出ル。
	十二月朔日		勝しま殿方へ神いさめ。
	十二月七日		油小路御前通下ル町ニ而、紀州家中新選組と混雑ニ及、紀州方四人斗死、新選組六人斗死趣。
	十二月八日	五ツ時三条白川橋辺出火。	
	十二月十日		古今大乱ニ相成、市中一統大混雑ニ相成候。
	十二月十一日		勢甲鎧勢揃致来、長州五手程ニ別京入、四条西ヨリ来ル。今度京都町奉行所御廃止相成候間、此段山城国中へ早ゝ可相触もの也。
	十二月廿二日		伏見奉行所へ新選組立戻り屯致候ニ付、大混雑ニ御座候。
慶応四年	一月二日		甚以淋敷、市中何氛不得其意を、兎角混雑ノ噂斗。
	一月三日		何氛不心成天相二御座候、然ル所九ツ後、三藩追ゝ繰出ニ相成候趣承る。如何之成行候哉与存候処、伏見表へハ先月ヨリ新選組、町役所立退候跡へ入込居、但（且カ）又会津軍勢入込候。又鳥羽の手ハ先年新遊げき隊、桑名軍勢次而歩兵并三兵隊、続而伊予松山軍勢引、京都へ御上洛与唱差向ケ来り候所、伏見のふせ勢、土州、長州、薩摩、鳥羽手は薩州手斗。然ル所双方共京都江ハ立入不申、右ニ付掛ケ合ニ相成。七ツ時伏見新選組ヨリ炮発致掛候故、双方ヨリ打立候大炮小炮誠ニ天地振動ス。大乱ニ相成町家一時ニ火煙と成、段ゝ会津軍勢打負ケ散ゝニ相成、夜九ツ過。
	一月四日	明六ツ時ヨリ下鳥羽炮火、空中火煙ニ而日光常ニ反し如何与も難申光ニ御座候。	
	一月五日	淀町斗焼。	
	一月六日	橋本勢是も段ゝ打負、逃去候節、橋本町家火を掛ケ引取、段ゝ追打牧（枚）方ニ而陣取、八幡町火を掛ケて逃行を追打致。	
	一月七日	早朝ヨリ大戦ひニ相成、是又江戸勢打負、牧（枚）方へ火を掛ケ引退く。夜泉州境（堺）町へ又ゝ火掛ケ、夫ヨリ何れへ立去候哉不分。	
	一月九日		市中混雑も先ゝ少ゝ宛穏ニ相成。

第1表（つづき）

年号	月日	京都の火事に関する記載	治安・世相に関する記載
	一月十八日	先下鳥羽過半焼失、横大路ハ不難、富ノ森ハ焼失、淀内町大橋小橋孫橋皆焼失、八幡役師堂町ハ八分道（通）り焼失。	
	一月廿一日		早朝ヨリ天狗様ヨリりつはの次第、雪見いたせ、謡講いたセ、夜茶かふきいたセ、被仰付御書下ニ付、相勤候事、丸久殿宅。
	一月廿五日		勝しま殿方ニ而りつはの次第、謡、山姥壱番、茶かふき、行。
	一月廿六日		祇園町内御千度并前年来之天降之為御札参り、酒寿し出ス。廿四日夜ニ懸ケ大山ニ而大混雑有之候由也。天狗様ヨリ御書下ケ有之。
	一月廿七日		りつはの次第丸久宅。
	二月十一日		天子様御新征行幸被仰出候趣。
	二月十四日		当家ニ而りつは相勤候事。
	二月十七日	八ツ過七条新町辺出火、花ヤ町西洞院東入町ニ御座候。	
	二月十八日	四ツ半時出火。	
	二月十九日		りつは当家ニ而相勤候、茶かふき後りつは。
	二月廿一日	五ツ時分天火出ル。	
	二月廿二日		大賀殿宅ニ而謡講大りつは。
	二月廿四日		大りつは。
	二月廿五日		天狗様御帰り、鞍馬山へ。
	二月廿六日		暮六ツ前鞍馬山ヨリ天狗様七方見（眷）族十人御帰り被成候、一ヶ月斗ノ由。
	二月廿八日		廿九日之分りつは勤ル、丸久、いセ、鍵太、丹忠、丹佐、矢幸、津次郎弐人、舟浅、若文。
	二月廿九日	四ツ前四条大宮西入、藍染之手あやまちニ而火消来ル。	
	三月四日		りつは。
	三月六日		りつは。
	三月十四日		津次郎殿方ニ而りつは。
	三月廿一日		御新征行幸五ツ過出輦。
	三月廿三日		夜曇、りつは。
	三月廿七日		丹七殿りつは。
	三月廿八日		地蔵祭大会相勤候事。大りつは当家。
	三月廿九日		船浅方りつは。
	四月朔日		若又殿方りつは。
	四月三日		大黒蛭子木像、丹忠殿方りつは。
	四月四日		九ツ後山清殿方りつは行。
	四月五日		八ツ時海僧正様御帰りニ付被下物有之ニ付、船浅殿方ニ而りつは。
	四月六日		丸久殿方ニ而りつは。
	四月九日		八ツ時ヨリ東殿方ニてりつは、謡講。
慶応四年	四月十一日		海僧正様ヨリ八ツ半時ニ講中へ鯛壱枚御下ケ被下、此魚を以七ツ時ヨリりつは致候所、暮半時ニ酒延候所へみかん十斗僧正様ヨリ被下、水物ニ為致与有之尤御書下ケ面白キ御事書夥敷、御書下ケ御座候事。
	四月十二日		矢小殿りつは、丸久殿席ニ而。
	四月十三日		りつは講中。
	四月十五日		丸久殿方のりつは。
	四月十六日		いも平方ニ而取次之りつは。
	四月十七日		夜船浅殿席ニ而りつは。大正僧（僧正）様御成ニ付すしニ而。
	四月十九日		九ツ半時ヨリ山清殿りつは。
	四月廿三日		木市殿ヨリりつは。
	四月廿四日		五ツ半頃さは三本講中へ天降。町内亀惣殿方振舞、山□ニ行。
	四月廿五日		北野、神泉宛、平野三所へりつは手拭持行。
	四月廿六日		亀惣殿振舞、魚甫席ニ而。
	閏四月三日	九ツ時天門台辺焼ル。	
	閏四月九日		りつは。
	閏四月十日		りつは。
	閏四月十一日		右上り物ニ而りつは。
	閏四月十四日		船浅殿方ニ而りつは。
	閏四月十六日		りつは。若久殿方へ行。
	閏四月十七日		鍵太席りつは、勝しま、長谷川、大賀二人、堂くほ浅得〆七人。
	閏四月十九日		りつは。
	閏四月廿四日		りつは。
	閏四月廿六日		丹忠殿りつは。
	閏四月十七日		◇伝殿りつは。
	五月二日		りつは。
	五月十一日		りつは。
	八月三日		鯖すしニ而りつは。

第1表　（つづき）

年号	月日	京都の火事に関する記載	治安・世相に関する記載
	八月四日		今日昼後早ゝ大りつは。謡、三輪、小婚（督）、融。
	八月廿六日		役前之者四人寄合。火之元見廻り。
	八月廿九日	九ツ時白川村出火。	
	九月三日	四ツ半時出火、岡崎村。	
	九月六日	九ツ過出火、田中村。	
	九月三日	四ツ半時出火、岡崎村。	
	九月五日		りつは。
	九月六日	九ツ過出火、田中村。	
明治元年	九月八日		（明治に改元。記載なし）
	九月廿五日	八ツ時出火下鴨松原下町百性三軒。	
	九月廿六日	太秦百性壱軒出火、九ツ半時。	
	十月二日	六ツ半、白川辺出火。	
	十月十四日	七ツ時木屋町五条下ル平井町材木屋出火、付火之趣申候事。	
	十月廿一日	五ツ半時東寺二王門出火、二階ヨリ焼出ス趣。	
	十一月六日	四ツ時出火。	
	十一月十二日	九ツ時麩や町三条下ル町出火。	
	十一月廿六日		奥羽ヨリ追ゝ官軍上京。
	十一月廿八日	九ツ過白川辺出火。	箱館へ脱走にん打寄大混雑之趣。
明治二年	一月一日	九ツ半時大徳寺内出火。	
	一月五日		京都府御用始。七ツ半時御霊前ニ而横井平四郎打取。七人之内五人逃去。
	二月廿七日	九ツ半南禅寺門前茶店出火。	
	三月十日	八ツ時聖護院辺出火。	
	四月十七日	五ツ時過出火御幸町竹屋町上ル町。	
	四月廿八日	八ツ時下鴨村出火。	
	六月三日	明六ツ前寺町四条上ル丁新立焼失。	
	八月朔日	九ツ半時大宮蛸薬師上ル丁東側金吹屋万兵衛出火。	
	八月四日	六ツ過十文し町油屋太兵衛方裏小屋出火。御売下ケ米初り八番組。	
	十月四日	九ツ過大仏智積院出火。	抱□（公カ）事多分ニ付市中大騒動ニ御座候。
	十月廿四日	八ツ時三条天文台出火。	
	十一月七日	九ツ時中立売青木表借屋弐軒出火。	
	十一月十六日	東寺山吹町杉□土蔵出火。	
	十二月廿日		咎人十三人死罪二相成候所、栗田口二而俄ニ延引ニ相成引取申候事。
	十二月廿九日		去ル廿日召捕死罪之所、栗田口ヨリ引戻しニ相成候分、今日又栗田口二而死罪之事。
明治三年	二月十二日	八ツ時出在家村出火。夜曇、九ツ半時五辻室町東入丁出火。	
	三月十九日	八ツ時頃鳥羽辺出火。	
	三月廿三日	九ツ過東寺山吹町榎宅出火、外弐軒類焼、田辺殿方へ見舞ニ行。	
	三月廿八日		坊門町ニ而壬生村之もの疵を請果候ニ付、御検使御出張七ツ半時分済。
	四月朔日	九ツ時元誓寺知恵光院東北角ヨリ出火、三軒類焼。	
明治三年	四月六日	九ツ時寺之内法華寺之内出火。	
	四月廿日	七ツ時武者小路西洞院東入丁出火、土蔵焼る。	
	四月廿五日	六ツ過神前苑町御池下ル町、明家之裏土蔵江火懸る。四ツ時分ヨリ三条大橋東入北側ヨリ出火、直ニ南側焼、縄手三条下ル丁西側八ツ時過ニ鎮火、凡四十軒斗之由。	
	五月六日		京都市中組ゝ江火役被仰付候趣承候事。
	五月九日	七ツ時四条高倉東入南側着火ニ而少ゝ燃直鎮。	
	五月十三日	上西側出火、半町余類焼、御府へ馳付る。	
	五月卅日	明六ツ時問屋町五条下ル町出火。	
	六月十二日	四ツ前相国寺雑物入小屋ヨリ出火、米入仮蔵焼。	
	六月十五日	八ツ半時上賀茂ヨリ四五丁北柊ノ村百姓家出火。	
	六月廿三日	夜前七ツ時前ヨリ四条北芝居西隣遊女屋ヨリ出火、夫、南芝居、東縄手、川端類焼、明六ツ時ニ鎮火致候。	
	七月十二日	七ツ時出火、寺之内千本西入丁小家壱軒。	
	七月卅日		京都火防月番役御廃ニ相成義、御府ヨリ被仰渡候趣。
	十月六日	五ツ過ヨリ加茂辺出火。	
	十月廿一日	七ツ半時、問屋町五条下ル町壱軒出火。	
	閏十月五日	六ツ半時出火、油小路木津屋橋下町。	
	閏十月廿三日		今日ヨリ府火ノ見櫓鐘初ル。
	十一月六日	八ツ過伏見両替町四軒出火。	
	十一月七日	夜四ツ半過鳥羽辺出火。	
	十一月廿四日	五ツ時九条辺出火。	

第1表（つづき）

年号	月日	京都の火事に関する記載	治安・世相に関する記載
	十二月十一日	吉田橋下ル町三軒出火。	
	十二月廿日		諸官人下司夫丶御暇ニ相成。
	十二月廿四日	五ツ時藤堂屋敷内出火、九ツ前ニ鎮火。	
明治四年	一月十一日	七ツ時一乗寺村出火。五ツ時出火、誓願寺之内。	
	一月廿三日	八ツ時出火、もづめ。	
	一月廿八日		五坊大宮町ヨリ十三人斗捕へ行、ばくち。
	二月三日	八ツ半時出火、大将軍堅町。	
	二月四日		芸州士町人百姓都合五十三人、先達贋札拵候者共召捕、御府へ来ル。
	二月五日	八ツ過ヨリ白川村出火、凡藁屋斗五十軒焼。	
	二月十三日	四ツ半時桂出火。	
	二月廿四日	九ツ時二番組学校東隣壱軒出火。	
	三月三日	八ツ半時西七条辺出火。	
	三月廿七日	九ツ半時ヨリ寺町万寿寺付当り東側弐軒出火。	
	四月十二日		砂持足揃、組町并廿弐番組廻ル。
	四月十六日		大変差起り木村吉之助方ニ昨夜七ツ時頃、悪等（党カ）もの何れより這入候哉難相分候得とも、親子四人とも疵請三人殺し、七才之女壱人薄疵ニ而、養生相叶候儀ニ御座候、御倹使御出張ニ相成、段丶御調之上十七日朝御引取ニ相成。
	四月廿二日	五ツ時過出火、一乗寺村辺之由。	
	四月廿四日	八ツ時過出火。七く。	錦烏丸東入町ニ而往来之者壱人切殺。
	四月廿八日	八ツ時比相国寺之内出火。	
	六月廿一日	富永町七ツ時出火、大谷仁助。	
	六月廿三日		綿、欣浄寺盗入□□壱人、番僧壱人、殺害し逃去。
	七月十七日	兵部省内少丶出火。	
	七月十八日	八ツ半時上鳥羽出火。	
	七月卅日		坊、東洞院夷川上ル町悪盗もの昨廿九日御召捕二相成。召遣之侍士ニ候由。
	八月九日		欣浄寺悪盗もの昨七日御召捕ニ相成。内ノ次第坊ずニ候事。
	八月十日		錦小路欣浄寺へ這入候悪盗、一昨日召捕ニ相成、内ニ居候伴僧之由口上ル。
	八月廿九日		市中組丶両役交代、今日被仰渡候事。
	九月三日	九ツ時大宮今出川上ル町出火。	
	十月二日	八ツ半時千本鐘打、火不見。	
	十月十日		西本願寺ニおいて博覧会初日。
	十月十二日		角田方へ行、会式多人数。
	十月廿五日		御所御公家方追丶御所持之道具類、売立、有栖川様、九条様、近衛様、鷹司様。
	十一月八日		諸丶御大名方御持屋敷追丶御払ニ相成候、肥後、筑後、薩摩、尼。
	十一月廿七日	四ツ半時西堀川御池下ル町三軒出火。	
	十二月五日	五ツ半時嶋村出火。	
	十二月十日	五ツ半時建仁寺町五条下ル出火。	
	十二月廿二日	千本下立売下ル造酒屋敷出火、怪我人九人。	

第２表　『京都町式目集成』上・下京区町名別　火防条項記載一覧（町式目番号は『京都町式目集成』に倣った）
○→明確な火防条項がある　△→火防条項に関連する内容がある　×→火防条項なし　※「ゟ」の表記は「ヨリ」とする

町式目番号	火防項目の記載	作成年代	西暦	上／下京区	学区	町名	町式目名	内容	ページ
1	○	明治15年12月～明治28年	1882～1895	上京区	成逸学区	筋違橋町	町中申合誓約書	（明治二十八年十月）第四条　本町火ノ元衛生上ノ予防無怠住（注）意可致候事	p3～p8
2	×	寛政8年1月	1796	上京区	室町学区	下柳原南半町	条目書		
3	○	宝暦9年11月	1759	上京区	乾隆学区	歓喜町	式目帳	一、第一火用心可入念事	p13～p14
4	○	天保2年5月～慶応元年4月	1831～1865	上京区	乾隆学区	歓喜町	定	一、第一火之元無油断、精々心を附見廻リ可申事	p14～p18
5	△	万延元年5月	1860	上京区	乾隆学区	歓喜町	町中申合書	一、新掌（嘗）祭之夜、火之用心ニ見廻リニ付、町役寄合候処、近来見舞と唱町内之銘々大勢集リ候義は以後決而無用ニ候、尤禁酒之事	p19～p20
6	○	寛政2年8月～明治15年5月	1790～1882	上京区	乾隆学区	作庵町	条々	一、従御公儀様被仰出候御法度之事　一、第一火用心、博奕、賭諸勝負、衣食住奢ヶ間敷義、遊女之宿其外、御制禁之条々急度相守可承候事	p21～p22
7	×	天保13年3月	1842	上京区	乾隆学区	姥ヶ榎木町	定		
8	○	寛政9年5月～弘化4年	1797～1847	上京区	西陣学区	山名町	式目定	一、火之元無油断大切ニ可致事　一、万一町内出火之節、早速火元馳付相働、若不参之仁えは料銭三貫文為差出可申候事　但病気又は他行之節ハ可為格別事	p25～p26
9	○	明治元年11月	1868	上京区	西陣学区	山名町	条目	一、火之元無油断入念大切ニ可致事　一、万一町内出火之節、早速火元馳付相働、若不参之仁えハ其科可申付事　但病気又は他行之節ハ可為格別事	p26～28
10	○	明治元年～明治7年1月	1868～1874	上京区	西陣学区	芝薬師町	町中規則書	一、近火之節は銘々早速年寄方へ駈付、諸書付類麁抹無之様取除可申候事、右は兼々一統相心得居可申候事	p29～31
11	○	明治23年1月	1890	上京区	西陣学区	妙蓮寺前町	町中申固規約	第壱章　第壱条　当町ニ於テ従来ノ規約等有之候処、追々時勢ノ変更ニ従ヒ、且市町村ノ制度実施及ヒ衛生上ノ注意緊要ノ時ニ際シ自ラ改正刪除セサルヲ得サル儀ニ付、茲ニ従前ノ慣例ト現今ノ状況トヲ斟酌シ、町中申固ノ条項ヲ定ムル左ノ如シ　（略）　第参章　第四条　家持借屋ノ隔ナク平穏ヲ旨トシ、火災盗難疾病或ハ急変等アルトキハ互ニ防禦救助ニ尽力シ常々親睦ナラシムルヲ専一トス	p32～p35
12	×	延宝4年1月	1676	上京区	嘉楽学区	一色町	町儀式目		
13	×	寛政5年6月	1793	上京区	嘉楽学区	一色町	式目帳		
14	×	享保12年1月～元文2年3月	1727～1737	上京区	嘉楽学区	上善寺町	家売買町中式目定		
15	×	元文2年3月	1737	上京区	嘉楽学区	上善寺町	家売買町中定		
16	○	享保年間～文化8年	1716～1810	上京区	嘉楽学区	松屋町	町内法度之事	（寛政六年正月）　一、風立候節は町役ヨリ行事え申付、火之慎可申通候事、大風ニは年寄五人組代リ〳〵ニ相廻リ可申候間、家並ニ早速請答いたし火之元入念可申事	p43～p48
17	×	享和3年11月	1803	上京区	嘉楽学区	西亀屋町	古今町掟明鑑記		
18	×	安政5年9月	1858	上京区	嘉楽学区	元中之町	行事記		
19	○	元文5年9月	1740	上京区	桃薗学区	芝大宮町	定	一、火之用心、常々無油断可入念之事候事、万一近火在之候ハヽ、早速かけ付しめし可申候事、但シ家持借屋等も銘々罷出、早速年寄五人組之差図可相請事	p58～p60
20	×	天保7年11月	1836	上京区	桃薗学区	北之御門町	定		
21	×	天保14年2月	1843	上京区	桃薗学区	北之御門町	町儀控		
22	×	明治13年2月	1880	上京区	桃薗学区	北之御門町	町中協議盟約録		

第2表（つづき）

町式目番号	火防項目の記載	作成年代	西暦	上／下京区	学区	町名	町式目名	内容	ページ
23	△	宝永2年3月	1705	上京区	仁和学区	西上之町	町式定	一、了因坊え町役之ゆるし火事役　川普請	p66 ～ p70
24	×	享保19年9月～寛延3年11月	1734 ～ 1750	上京区	正親学区	南新在家町	町内定式目		
25	×	寛政4年7月	1792	上京区	正親学区	南新在家町	町内定式目		
26	○	文化6年1月	1808	上京区	正親学区	南新在家町	定式目	一、火之元之儀、常々無油断可入念候、風立候節は町役相廻リ可申候事	p77 ～ p80
27	○	明暦2年以前～明暦2年3月	1656 以前 ～ 1656	上京区	中立学区	三丁目	中立売式目	一、つけ火、自火ニよらす火事出来候ハ、、風上隣三軒、風下五軒内ハ内を取置可申候、其外ハ壱軒も不残水を持セ火元へ参、けし可申候、尤極老、病者ハ各別也、其外ハ壱人も不残、火許へ水持セ可参候、若不参候は為過料銀子五枚、会所へ出シ可申事、付天水桶へ無懈怠水可入事	p81 ～ p86
28	×	寛永16年11月～明暦2年5月	1639 ～ 1656	上京区	中立学区	清和院町	定法度之事		
29	×	万治2年5月～延宝6年2月	1659 ～ 1678	上京区	中立学区	清和院町	町中定之事		
30	×	寛文10年7月	1670	上京区	春日学区	亀屋町	家屋敷売買之式目		
31	○	明暦2年7月	1656	上京区	梅屋学区	西竹屋町	町中定置処之条々	一、火之用心、借屋以下迄堅可申付候、若火事出来之時は其火本へ水を持寄消可候、常ニ手桶、登橋なと面々ニ用意可仕候、又町内ニ不慮之口論又ハ道通にても口論等候ハ、、早ク出合両方わけ扱可申候、尤盗人等之時は、弥々出合其吟味可仕候事	p95 ～ p96
32	×	明治初年	1868	上京区	梅屋学区	下丸屋町	御一新後改町中定式目		
33	×	天正13年正月～天正16年3月	1585 ～ 1588	上京区	竹間学区	冷泉町	大福帳		
34	×	慶長19年10月	1614	上京区	竹間学区	冷泉町	掟		
35	○	元和6年3月	1620	上京区	竹間学区	冷泉町	定条々	一、自然火事出来仕候時、亭主〳〵手桶ヲ持、火ノ本へ可寄候、若初中後其所え不出人ハ、くわせんとして銀子拾枚御出し可有事　一、火事出来仕候家は、こくちより弐間め迄ヲ惣町中として家ヲこほしきり後に、惣中より本之ことくすこしも無相違立なをし返し可申候事　一、町中ノ中より火事出来候ハ、、両方弐間つゝ以上四間ハこほし可申候、其時其家主一言も違乱申ましく候、乍去火ノ本風上ハ弐間風下ハ五間向ひハ三間之亭主ハそとへ不罷出候共、内ノしまい可仕候、くわせんハいたし申間敷事　一、西東へたてなく何事にても同事にても同事ニよりあひ、火ヲけし申へく候、家之義も互ニこほし又立なをし候義も西東として可仕候、仍後日状如件	p100～p102
36	○	元禄6年9月～正徳4年8月	1693 ～ 1714	上京区	竹間学区	冷泉町	町中定	（正徳四年二月）　一、先例之通二日寄会之節、従御公儀様被仰出候御条目之趣於会所為行事役読聞せ、其旨銘々奉承知堅ク相守候、尤火之用心銘々念入下々等迄可申付事　一、若自然町内出火有之候ハ、、面々家内ニ不構早速火本へかけ付ケふせき可申事　一、盗賊入来又はねだりヶ間敷者有之候節、面々申合せ相図之拍子木を打、立寄可申事　（正徳四年八月）　一、夜番之者賃銭毎月晦日ニ町中ヨリ相渡し可申候、番人ハ用人方	p102～p106

第２表　（つづき）

町式目番号	火防項目の記載	作成年代	西暦	上／下京区	学区	町名	町式目名	内容	ページ
36								ニ而致吟味、相応之者雇可申付候、病身或ハ腰膝不自由ニ而不慮之急用之節問合不申様成者ハ兼而雇申間鋪候、尤毎夜四つヨリ夜明迄ハ一時〳〵に壱度宛。拍子木打町中ヲ見廻り諸事気を付候様ニ用人方ヨリ念入可申付候、尤火事之節ハ早速町中へ相触、遠近之差別申呼り、近火之節ハ別而門戸を強ク叩キ起し候様ニ可申付候、不寄何事若喧嘩口論酒酔等町中并北南之辻支配之内ニ有之候ハ、、早速立出和かニすかしなため返し候様ニ兼々可申付候事	
37	○	寛政9年8月ヵ	1797	上京区	竹間学区	冷泉町	定	一、町内出火之節、先達而定之通相渡置候、飛ロを持かけ付可申事、万一かけ付不申仁有之候ハ、、相談之上過料差出可申事　一、出火之節、他町之衆中年寄方えかけ付、町箱并町入用品早速相のけ可被申候事	p106～p108
38	×	寛政9年8月	1797	上京区	竹間学区	冷泉町	町中申合下書		
39	×	慶長20年6月～慶安2年	1615～1649	上京区	竹間学区	西方寺町	分一粥之帳		
40	×	天保4年1月	1833	上京区	竹間学区	西方寺町	式目		
41	×	天保13年8月	1842	上京区	竹間学区	西方寺町	改正式目		
42	×	慶応4年1月	1868	上京区	富有学区	亀屋町	申合一札之事		
43	○	明治3年1月	1870	上京区	富有学区	亀屋町	条目	一、風立候節は五人頭預リ分折々相回リ火ノ元吟味可致候事	p118～p119
44	×	貞享5年1月	1688	上京区	城巽学区	二条西洞院町	当町諸事式目		
45	○	享保11年1月	1726	上京区	城巽学区	二条西洞院町	町儀式目相改帳	一、火事等之節ハ、遠近不分タ年寄組中会所え罷詰メ、火元聞合水番無油断候様ニ可申付候、尤水番ニ当リ候衆中早速身拵致、年寄組之差図可受候。尚又町内ニ出葬在之候共、水番之衆中在宿可被申候事	p122～p124
46	○	享保12年1月	1727	上京区	城巽学区	二条西洞院町	町中式目	一、火之用心之儀、借屋家来等迄無油断之様ニ急度可申付事　一、自然出火之砌、早速欠付可申候、且又町火消之義は御触書之通相守可申事	p124～p126
47	○	享保18年1月	1733	上京区	城巽学区	二条西洞院町	町中式目	一、火之用心之儀、借屋家来等迄無油断之様ニ急度可申付事　一、自然出火之砌早速欠付可申候、且又町火消之儀ハ御触書之通相守可申事	p127～p130
48	×	安政4年10月～明治2年3月	1857～1869	上京区	城巽学区	突抜町	諸色式目控		
49	×	明暦2年7月	1656	上京区	龍池学区	突抜町（衣棚突抜町）	当町式目		
50	○	寛文7年2月	1667	上京区	龍池学区	町頭町	町中法度之覚	一、町内ニ火事参候時、不依家持借屋ニ閣手前之儀、先火本へ欠付随分銷可申候、若手前ニ構テ出不被申候は、為過銭銀子壱枚急度取可申候事	p135～p136
51	×	元禄9年	1696	上京区	龍池学区	町頭町	町内之法度之覚		
52	×	享保4年1月	1719	上京区	龍池学区	町頭町	町内法度之事		
53	○	文政3年1月	1820	上京区	龍池学区	町頭町	毎月二日連判帳	一、火之用心第一入念可申候、町内不及申隣町出火仕候ハ、早速駈付可申、尤風立候節は猶更無油断心付可申候事	p138～p139
54	○	享保8年10月	1723	上京区	龍池学区	蛸薬師町	町之法式	一、家内失火有之時ハはやく声を立、近所之衆ヲ呼をこし、はやく消止候事肝要ニ候、押隠置我家内土蔵等を仕廻候事ニか、り候得は大火ニ成、互ニ難義之か、る事に候間、早速しらせ候様ニ常々心懸ケ可有之事也　一、町火消之事	p140～p146

第2表（つづき）

町式目番号	火防項目の記載	作成年代	西暦	上／下京区	学区	町名	町式目名	内容	ページ
54								当町火消役ニ出候人数四人十日廻也、此組合并就此儀諸事指引等ハ五人組之指図次第ニ常々申合可有之事に候、但組頭一人ニ火消人足四人宛、此四人之内一人ハ大団、一人ハ鳶口、二人ハ水籠を持、火本えかけ付候定也、町内は不申及、弐町四方之内ハ相印之羽織を着候ニ不及とも、一人宛之腰ニ札を付、火本え少もはやくかけ付候事肝要也、次ニ二番之組頭ヨリ人足四人相印を着せ人々水籠を持、先達而火本えかけ付候者と相代リ候用意可有之事ニ候、此二番出も腰ニ札を付可出事ニ候、右二組之組頭ハ夜ハ手挑燈、昼ハ町名を書印候、のほりをもたせ出て火本にて人足相働候様ニ指図被致候定也、〇火事之場ニ而札を置、帰候ハ、組頭之札を相渡候事宜存候、〇高挑燈入用之時ハ町之用人にても又は添番之者にても持セ候筈也　附一番之組出候時相印之羽織を着候而出候ハ丶、次之二番ハ出候ニ不及事ニ存候、とかく一番之組ハ早速火本えかけ付様ニ兼而申合肝要也	
55	○	享保13年8月	1728	上京区	龍池学区	蛸薬師町	町法式	一、家内失火有之時ハ早ク声ヲ立、近所之衆ヲ呼おこし、早ク消止候事肝要ニ候、押隠置我家内土蔵等を仕廻候事ニか丶り候へハ大火ニ成、互ニ難義のか丶る事ニ候間、早速知らセ候様ニ常々心掛ケ可有之事也　一、町火消之事　当町火消役ニ出候人数四人十日廻也、此組合并就此儀諸事指引等は五人組之指図次第ニ常々申合可有之事ニ候、但組頭壱人ニ火消人足四人衆、此四人之内壱人ハ大団、壱人ハ鳶口、弐人ハ水籠を持火本へかけ付候定也、町内ハ不申及、弐町四方之内ハ相印之羽織を着候ニ不及とも、壱人之腰ニ札を付、火本へ少も早クかけつけ候事肝要也、次ニ二番之組頭ヨリ人足四人相印を着セ、人々水籠を持、先達而火本へかけ付候者と相弐リ候用意可有之事ニ候、此弐番出も腰ニ札を付可出事ニ候、右二組之組頭ハ夜ハ手挑燈、昼ハ町名を書印候、のほりを持セ出て火本ニ而人足相働候様ニ指図被致候定也、〇火事之場にて札を置、帰候ハ丶組頭之札を相渡候事宜存候、〇高挑燈入用之時ハ町之用人にても又は添番之者にても持セ候筈也　附リ一番之組出候時相印之羽織を着候而出候ハ丶、次之二番ハ出候ニ不及事ニ存候、兎角一番之組ハ早速火本へかけ付候様ニ兼而申合肝要也	p146～p154
56	○	享保18年3月	1733	上京区	龍池学区	役行者町	町内掟	一、町内火事出来之節、火元両隣風上三軒向三軒は、面々家内取置其外家々亭主家頼不残、火元へ水持出、年寄組中之差図を受精出し消可申候、若手過仕候節隠置候ハ丶、町中大難ニ成候間、早速声を立町中へ知せ可申候、若隠置候ハ丶町中追出し可申候、且又	p154～p155

第２表　（つづき）

町式目番号	火防項目の記載	作成年代	西暦	上／下京区	学区	町名	町式目名	内容	ページ
56								隣町東西南北ヨリ出火致候ハヽ、町中不残境目え罷出、随分精出し消可申候、此旨相背不参之仁は不届法外之至りニて、尤借屋衆も同前之事	
57	○	安政2年2月	1855	上京区	龍池学区	頭町	町式写	一、火用心常々入念下々等迄急度申附油断有之間鋪事　附昼夜無油断吟味可仕候、若隣町火事之節は御触之通早速駈付相働可申候事　一、若町内ニ手あやまち有之候ハヽ、其家ヨリ早速声を立呼わり可申候、其時男たるものハ手前を指置、火元え集リ相働消可申候、若隠し置大火に成候ハヽ弥越度可罷成事	p156～p161
58	×	文禄3年7月	1594	上京区	柳池学区	下本能寺前町	定		
59	×	元和6年9月	1620	上京区	柳池学区	下本能寺前町	定町中之法度		
60	○	元禄8年5月	1695	上京区	柳池学区	下本能寺前町	諸法度相定之事	一、火事出来之時、家持借屋共ニ万事指置、火本へかけつけ専一ニけすへき事	p165～p168
61	○	宝永7年9月	1710	上京区	柳池学区	下本能寺前町	諸法度相定之事	一、火事出来之時、家持借屋共ニ万事指置、火本へかけ付可申事	p168～p171
62	○	享和3年	1803	上京区	柳池学区	下本能寺前町	町儀之事	一、火之用心第一大切ニ可仕候、万一手あやまち仕候ハヽ、即座ニ早く火事とよハヽり可申候、譬隣町ニ而も手あやまち有之節ハ町中借家中迄不残水を持懸付消シ可申候、兼々町中互ニ申合、其覚悟致置可申候、其外火急成義有之、隣家聞付候ハヽ、早速欠付町内え相知らせ可申候事、	p171～p173
63	○	天保年間ヵ	1830～	上京区	柳池学区	下本能寺前町	式目	一、出火之節、町火消之事前方被為仰付候通、火元弐町四方之儀町中借屋共ニ早速かけ付可申候　尤被為仰付候通之人足并消道具致持参相働可申候	p173～p175
64	○	弘化年間ヵ	1844～	上京区	柳池学区	下本能寺前町	式目	一、出火之節町火消之事、前方被為仰付候通、火元弐町四方之儀町中借屋共ニかけ付可申候、尤被為仰出候通之人足并消道具致持参相働可申候	p175～p177
65	×	享保元年8月	1716	上京区	柳池学区	柳八幡町	諸事町中式目之定		
66	○	享保14年正月～文化9年12月	1729～1812	上京区	柳池学区	柳八幡町	申渡条々	一、火用心昼夜心にかくへし、風立候時ハ別而用心をいく度もふれ気を可付、自然不審ニ存候かをり、又ハあやしきけふり立候ハヽ無遠慮其家へ入、様子とくとうかゝひ可申事　附リ夜更迄二階ニ燈有之儀、其家より断あらハ年寄へ可申達候、若断なくハ此方より参リ可相尋候事　一、子供翫物ニ花火線香、近年別而大成花火有之、兼而御法度之事候間、其時節ニ成候ハヽ触可申事　一、近辺出火之節、両門え高張挑灯可差出候、并ニ町中行燈可釣様可相触事　一、両門たてあけの事、兼而申渡時刻初夜ニ大門夜半ニ潜リ戸しめ可申候て、往来之難渋なき様可仕候、かね〳〵番人へも可申聞事　一、会所門等之修理之節不申及、諸事気をつけ可申、暮方仕舞之時分ハ別而火用心無油断可入念事　一、自身番有之節、燈水桶はし等等之儀、其外諸事大切ニ気をつけ可申事　一、出火之手当水溜桶、常々水之有無見改、折々番人え申付、水を替させ可申事	p181～p183

67	×	明和3年1月	1766	上京区	柳池学区	守山町	定		
68	○	天保5年5月～明治2年正月	1834～1869	上京区	柳池学区	守山町	申合之事	一、御公儀被為仰出候御法令ハ不申及、年々被為仰出候御触書之趣堅相守、火之元第一念入父母ニ孝養を尽し、惣而老たるを敬ひ、若きをあなどらす、下人に愛憐をくわへ、相互ニ暁敷家業出精可致候事	p184～p187
69	×	明治11年7月	1878	上京区	柳池学区	守山町	町中申合証		
70	×	明治10年1月	1877	上京区	柳池学区	大文字町	町中規約記		
71	×	天明8年7月	1788	上京区	銅駝学区	樋之口町	覚		
72	×	明和7年11月	1770	下京区	本能学区	山田町	当町中熟談式目書		
73	×	慶長10年10月	1605	下京区	明倫学区	衣棚町	法度		
74	×	正徳4年	1714	下京区	明倫学区	衣棚町	町之式目		
75	×	文化2年11月	1805	下京区	明倫学区	衣棚町	町中掟書		
76	×	文政2年10月	1819	下京区	明倫学区	衣棚町	町式目之事		
77	×	寛文13年6月	1673	下京区	明倫学区	六角町	御町之法度		
78	○	享保8年10月	1723	下京区	明倫学区	六角町	定	一、火之用心之儀、先達而書付渡シ置候通リ、常々無御油断可相守事　一、火役之事、町内廻リ羽織并水印之小のぼり、常々手本ニ置御失念有間敷事ニ候　一、町内隣町出火之節は、前方申合之通、男女ニ不限小者等迄ニ水をはこばせ消留候事第一ニ候、面々之道具ニかゝわり候事有間敷候　一、二町四方之出火之節、羽織番無失念、早速火元へ走リ付火消留メ候事第一ニ候	p219～p223
79	○	寛延4年1月	1751	下京区	明倫学区	六角町	定	一、火之用心之事、常々無油断相守可申事　一、火役之儀、御触之通弐町四方出火之節、早速歩役可遣事　附リ町内隣町出火之節は、前々ヨリ申合之通男女不限早速水をはこはせ消留候様ニ可仕候、面々諸道具ニかゝわり申間敷事	p223～p228
80	○	享保4年4月	1719	下京区	明倫学区	饅頭屋町	町内規定二十ヶ条	一、火之用心第一、若町内出火有之之候ハは、町中早速かけ付可申事	p229～p231
81	○	享保8年11月～明治23年1月	1723～1890	下京区	明倫学区	鯉山町	町式相定候条々	一、火之用心朝暮無油断様ニ可申付候事　附町内ニ手あやまちニ候ハヽ、早速声を立可申候、其節町中不残万事捨置かけ付候而相働消留可申候	p231～p235
82	×	延享4年	1747	下京区	明倫学区	小結棚町	前々ヨリ町中申合候定		
83	○	安永9年1月	1780	下京区	明倫学区	橋弁慶町	定例	天明五年乙巳年春改之　一、若町内ニ手あやまち有之候ハヽ、火元ヨリ声を立可申候、となり近所ヨリ町中へ為知、早速欠付水はこひ大事ニ成不申候様ニ相防可申候、若火元ヨリ声を立不申隠置及焼亡候ハヽ、町中付合イ永々除キ可申事	p236～p238
84	×	文化4年1月	1806	下京区	明倫学区	烏帽子屋町	定		
85	×	文化11年6月	1814	下京区	明倫学区	烏帽子屋町	定		
86	×	慶応年間ヵ	1865～	下京区	明倫学区	烏帽子屋町	当町内式目あらまし写		
87	○	明治初年	1868	下京区	明倫学区	烏帽子屋町	定	一、火之元無油断入念可申事　一、天気能風立候節は、口触無之候とも、銘々家並ニ水をまかせ可申事　附水打札相廻リ候節ハ、即刻次ニ相回シ、早々水をまかせ可申事　一、毎年歳末ニ餅搗之節は午後四時限リに取仕舞可申候事、右ハ火之用心之義ニ付搗暮シ等堅無用之事　但シ午前搗暁し之義は不苦候事　一、石炭油ランプ之義ハ、成丈ケもちひさる方勘要ニ候得とも、若相用候節は火心油たりとも主人を初め銘々心を付合、過ち等無之様成丈注意可致候事	p246～p247
88	×	明治23年8月	1890	下京区	明倫学区	天神山町	町則		

第２表　（つづき）

町式目番号	火防項目の記載	作成年代	西暦	上／下京区	学区	町名	町式目名	内容	ページ
89	○	寛永19年9月	1642	下京区	日彰学区	菊屋町	町内式目之事	火事出来之時　一、町之行事弐人役人召連可出者也　一、上は二条迄、下はとうじ迄、手桶又ハ町之印之たうふく（胴服）きて御出可有之、但火本ニ而随分〈御情ニ被入、火きへ候ハヽ御奉行衆へ札ヲ渡し可被帰者也、若不参於有之は御公儀様ヨリ被仰渡通鳥目壱貫文、過代として可被出者也、若番屋不参於有之は鳥目三百文可出事　右何も町内壱人成共定メ通少も於相背ニは御公儀様へ申上、いか様ニも御法度ニ可被仰付者也、何も此書立町中寄合定置申候、何も〈由断仕間敷候、為其如此候　以上	p251～p255
90	×	文政2年	1819	下京区	日彰学区	菊屋町	町式定書		
91	×	天保13年6月	1842	下京区	日彰学区	菊屋町	定		
92	×	嘉永4年	1851	下京区	日彰学区	菊屋町	町式目定帳		
93	○	元文4年11月～明和3年11月	1739～1766	下京区	日彰学区	梅忠町	定	一、町中ニ若出火之時ハ家主借屋迄も早々声を立テ火消申才覚可仕候、若隣家及類火候共、其火出し之家主借屋下人迄も町衆と同前ニ働候て火消申様ニ可仕候事　一、当町他町ニよらす火事之時、借屋衆中之御役として会所ニ有之水籠階子并灯燈取出シ、勝手能所に指置、年寄か行事え断置可被申候事　（略）　寛延三年庚午九月六日古格式之通定也　一、出火之節年寄町中より　頭役　壱人　水番家持弐人　同　借屋之内壱人　右は十日廻リニ相勧候事　右之外ニ用人壱人御供可申候事	p270～p274
94	○	安永6年1月	1777	下京区	日彰学区	梅忠町	町儀式目控	一、町中ニ若出火在之候節は、家主借屋迄も声を立火消申才覚可仕候、若隣家及類火候とも、其火出候家主借屋下人迄も町衆と同前ニ働候て火消申様可仕候事　一、当町他町によらす火事之節、借屋衆中之御役として会所ニ在之、水籠梯子并灯燈取出勝手能所に指置、年寄歟行事え断置可被申候事　（略）　一、出火之節、年寄町中ヨリ　頭役　壱人　水番家持　弐人　同借屋内　壱人	p274～p278
95	×	文政6年2月～明治4年2月	1823～1871	下京区	日彰学区	中魚屋町	式目		
96	○	明暦2年7月～寛文9年	1656～1669	下京区	立誠学区	塩屋町	相定法度之事	（寛文九年）　火事出来之時定之事　一、火事之時、亭主男之分不残水ひけしの道具持参いたし、いそぎ罷出、もみけし可申候、其内老人ハしたニてはたらき可申候、わかき人ハやねへあがりはたらき可申事　一、はしこハ一はんに藤右衛門持参いたし可申事　一、内より家々のかと〳〵ニ水をくみ出し、ため置候様ニ可致事　一、隣町火事出来之時ハ、町内同前ニ相心得可罷出事　一、水桶ハ行事廻しニ仕り、かどに水ヲため置可申事　右之定之通、火事場へ出合不申候者於有之は、其家屋敷を町中より直段指図次第ニ売払、町を立のき可申候、其時一言之子細申間敷候、仍為其連判如件	p286～p289
97	×	安政2年8月	1855	下京区	立誠学区	石橋町	町儀定式		
98	×	文化9年5月	1812	下京区	有済学区	石橋町	定		

第2表（つづき）

町式目番号	火防項目の記載	作成年代	西暦	上／下京区	学区	町名	町式目名	内容	ページ
99	○	明治15年7月	1882	下京区	有済学区	大橋町	件目	第一条　一、本町ハ勿論、隣町出火盗難ノ節、相互ニ心附次第現場及ヒ消防ニ注意スル事　第弐条　一、三条橋上橋下平日心得之事　但出水ノ節ハ一層注意スル事	p293～p295
100	△	文政7年11月	1824	下京区	格致学区	芦刈山町	式目定建	一、新嘗祭　御当日之夜年寄五人組会所へ寄、火之廻リ致可申事、尤前日後日ハ不寄火之見廻リ無懈怠相務可申事酒三升、肴代壱貫文限リ相定在之候事	p296～p302
101	×	文禄5年7月～慶安元年8月	1596～1648	下京区	成徳学区	鶏鉾町	定法度		
102	×	明治29年7月	1896	下京区	成徳学区	鶏鉾町	町則		
103	×	慶長18年6月	1613	下京区	成徳学区	堀之内町	相定町儀之帳		
104	×	明治19年8月	1886	下京区	成徳学区	堀之内町	町則規約書		
105	×	文政7年1月	1824	下京区	成徳学区	郭巨山町	定		
106	△	明治6年4月	1873	下京区	成徳学区	大政所町	規則	一、毎月火防入用壱軒役五拾文取集小学校え差出ス	
107	×	寛文3年6月	1663	下京区	豊園学区	長刀鉾町	式目		
108	×	天保8年10月	1837	下京区	豊園学区	燈籠町	町中申堅メ一札		
109	○	寛永13年10月～寛永14年6月	1636～1637	下京区	開智学区	中之町	町中式目	（寛永拾参年十月晦日）　一、火事参候時、行事やく人可被請入者也、若無沙汰ニ罷成候ハ、行事五百文、やく人三百文、此分御出シ可有之候、（寛永拾四年六月十日よりきわまり申候）　一、火事参候時、行事やく人可被請入者也、若無沙汰ニ罷成候ハ、行事五百文役人三百文、此分御出シ可有之者也	p328～p329
110	×	慶安2年9月	1649	下京区	開智学区	足袋屋町	式目之覚		
111	×	寛文5年9月	1665	下京区	開智学区	足袋屋町	式目之覚		
112	×	元禄10年2月	1697	下京区	開智学区	足袋屋町	式目		
113	○	明和6年5月	1769	下京区	開智学区	足袋屋町	町法定	一、若町中火事出来之時、町中亭主たる身ハ家持借屋之衆中共ニ火元へ水持参仕、随分消し可申事	p338～p340
114	○	天明3年1月	1783	下京区	開智学区	茶磨屋町	定	一、火之用心昼夜大切ニ可仕候事	p341～p342
115	×	明治9年2月	1876	下京区	開智学区	茶磨屋町	定		
116	×	天保4年11月	1833	下京区	開智学区	鍵屋町	町内改仕法立		
117	×	享保18年9月～宝暦9年6月	1733～1759	下京区	永松学区	和泉屋町	町儀式目		
118	×	元禄14年5月～明和5年5月	1701～1768	下京区	醒泉学区	小泉町	町内式目之事		
119	○	明和2年6月	1765	下京区	修徳学区	中野之町	町内定	一、毎月二日寄会、町中并ニ借屋等迄印形取之風立候砌ハ昼夜ニ不限火之元ニ心を付、用人町中巡リ可申事　一、近火ニ候ハ、町中より随分早く欠附（ママ）相鎮可申事　一、通リ筋ニ候得は、昼夜ニ不限高声ニ候ハ、、相互ニ申合、早速に出合ひ相鎮可申事	p356～p361
120	×	宝暦7年1月	1757	下京区	有隣学区	杉屋町	町式目		
121	×	享保10年1月	1725	下京区	有隣学区	塩竈町	家屋敷買得之極		
122	○	享保11年9月	1726	下京区	有隣学区	塩竈町	毎月二日寄会口上書	一、火所改之儀、毎々相改印形取置候へ共、弥以下々迄も火之元之儀急度御申付、昼夜無油断御年御入可被成候事一、火役ニ御当リ候ハ、御定之通無相違御働可被成候事一、火事出来之時は町内隣町共ニ早速水持掛付、精ニ入御消可被成候事	p365～p366
123	×	明治26年1月	1893	下京区	有隣学区	塩竈町	改正規約		
124	×	享保5年11月～寛保元年11月	1720～	下京区	新道学区	金屋町	町儀之式法		

第２表　（つづき）

町式目番号	火防項目の記載	作成年代	西暦	上／下京区	学区	町名	町式目名	内容	ページ
125	×	明和5年1月	1768	下京区	新道学区	金屋町	町儀之式法		
126	○	宝暦3年11月	1753	下京区	新道学区	西御門町	町内定	一、町内隣家出火之節、早速駈付相働可申事　一、毎月廻役水番若他仕候は代リ差出し急度相勤可申事	p377～p381
127	○	天保13年7月	1842	下京区	新道学区	西御門町	町内定	一、町内隣家出火之節早速駈付相働可申事　一、毎月廻役水番若他仕候は代リ差出し急度相勤可申事	p381～p386
128	×	明治19年7月	1886	下京区	安井学区	清水三丁目	規則条目		
129	×	寛永年間～文政11年1月	1624～1828	下京区	植柳学区	山川町	諸事控		
130	○	天保14年9月	1843	下京区	植柳学区	丸屋町	町内式目	一、火之元之儀随分無油断可入念事　一、近所之出火之節は早速駈付可申事	p393～p396
131	×	享保8年8月	1723	下京区	尚徳学区	大黒町	覚		
132	×	明和7年10月	1770	下京区	尚徳学区	大黒町	此度相改候町式之事		
133	×	安政5年5月	1858	下京区	尚徳学区	大黒町	町儀定書		
134	○	延享5年5月～天明8年7月	1748～1788	下京区	貞教学区	本町一丁目	町儀定	一、火役　弐町余方三人宛但三人之内、年寄か五人組壱人相添筈候、若名代出候ハヽ、其段申付可遣候事	p407～p413
135	○	寛政5年8月	1793	下京区	貞教学区	本町一丁目	定	一、火之用心、日々気付候事　尤風立候砌念念可入候、其上口触等可致候事　一、町義古来ヨリ格式之通致来候処、先年卯年未歳両年之困窮申年火災後世上一統之不景気、殊ニ米穀始打続諸色高値ニ付六ヶ敷世柄故、渡世難行届時節ニ候、御互申合倹約第一致度物候、尤近来前々ヨリ増長致候族も有之、兎角万事出脚相掛不申様取〆差略致度候、尤是迄仕来候内聊之儀は其儘用候も有之、又ハ減少致候儀も有之候、依之左ニ記ス	p414～p418
136	×	弘化3年5月	1846	下京区	貞教学区	本町一丁目	町儀式大帳		
137	×	明治23年1月	1890	下京区	修道学区	石垣町西側	申合規約		
138	×	天保2年7月	1831	下京区	皆山学区	筒金町	家売買之覚		
139	×	安政4年11月	1857	下京区	皆山学区	筒金町	定法目録		

第 3-1 表　『京都町式目集成』火防項目数リスト（時代区分）
火防項目数は第 2 表における「○→明確な火防条項がある」という項目のみを抜き出している。

町番号	町名	近世前期	近世　中・後期	近代	合計（町別）
		慶長 5 年～正保 3 年（1600 年～ 1646 年）	正保 4 年～嘉永 5 年（1647 年～ 1852 年）	嘉永 6 年～明治 29 年（1853 年～ 1896 年）	
1	筋違橋町			1	1
2	下柳原南半町				0
3	歓喜町		2		2
4	作庵町		1		1
5	姥ヶ榎木町				0
6	山名町		1	1	2
7	芝薬師町			1	1
8	妙蓮寺前町			1	1
9	一色町				0
10	上善寺				0
11	松屋町		1		1
12	西亀屋町				0
13	元中之町				0
14	芝大宮町		1		1
15	北之御門町				0
16	西上之町				0
17	南新在家町		1		1
18	三丁目		1		1
19	清和院町				0
20	亀屋町				0
21	西竹屋町		1		1
22	下丸屋町				0
23	冷泉町	1	2		3
24	西方寺町				0
25	亀屋町			1	1
26	二条西洞院町		3		3
27	突抜町				0
28	突抜町				0
29	町頭町		2		2
30	蛸薬師町		2		2
31	役行者町		1		1
32	頭町			1	1
33	下本能寺前町		5		5
34	柳八幡町		1		1
35	守山町		1		1
36	大文字町				0
37	樋之口町				0
38	山田町				0
39	衣棚町				0
40	六角町		2		2
41	饅頭屋町		1		1
42	鯉山町		1		1
43	小結棚町				0
44	橋弁慶町		1		1
45	烏帽子屋町			1	1
46	天神山町				0
47	菊屋町	1			1
48	梅忠町		2		2
49	中魚屋町				0
50	塩屋町		1		1
51	石橋町				0
52	石橋町				0
53	大橋町			1	1
54	芦刈山町				0
55	鶏鉾町				0
56	堀之内町				0

第 3-1 表　（つづき）

町番号	町名	近世前期 慶長 5 年～正保 3 年 （1600 年～ 1646 年）	近世　中・後期 正保 4 年～嘉永 5 年 （1647 年～ 1852 年）	近代 嘉永 6 年～明治 29 年 （1853 年～ 1896 年）	合計（町別）
57	郭巨山町				0
58	大政所町				0
59	長刀鉾町				0
60	燈籠町				0
61	中之町	1			1
62	足袋屋町		1		1
63	茶磨屋町		1		1
64	鍵屋町				0
65	和泉屋町				0
66	小泉町				0
67	中野之町		1		1
68	杉屋町				0
69	塩竈町		1		1
70	金屋町				0
71	西御門町		2		2
72	清水三丁目				0
73	山川町				0
74	丸屋町		1		1
75	大黒町				0
76	本町一丁目		2		2
77	石垣町西側				0
78	筒金町				0
合計（時代別）		3	43	8	54

第 3-2 表　『京都町式目集成』火防項目リスト（50 年単位）
火防項目数は第 2 表における「○→明確な火防条項がある」という項目のみを抜き出している。

町番号	町名	1550 年～1599 年	1600 年～1649 年	1650 年～1699 年	1700 年～1749 年	1750 年～1799 年	1800 年～1849 年	1850 年～1899 年	合計
1	筋違橋町							1	1
2	下柳原南半町								0
3	歓喜町					1		1	2
4	作庵町					1			1
5	姥ヶ榎木町								0
6	山名町					1		1	2
7	芝薬師町							1	1
8	妙蓮寺前町							1	1
9	一色町								0
10	上善寺								0
11	松屋町				1				1
12	西亀屋町								0
13	元中之町								0
14	芝大宮町				1				1
15	北之御門町								0
16	西上之町								0
17	南新在家町						1		1
18	三丁目			1					1
19	清和院町								0
20	亀屋町								0
21	西竹屋町			1					1
22	下丸屋町								0
23	冷泉町		1	1		1			3
24	西方寺町								0
25	亀屋町							1	1
26	二条西洞院町				3				3
27	突抜町								0
28	突抜町								0
29	町頭町			1			1		2
30	蛸薬師町				2				2
31	役行者町				1				1
32	頭町							1	1
33	下本能寺前町			1	1		3		5
34	柳八幡町				1				1
35	守山町						1		1
36	大文字町								0
37	樋之口町								0
38	山田町								0
39	衣棚町								0
40	六角町				1	1			2
41	饅頭屋町				1				1
42	鯉山町				1				1
43	小結棚町								0
44	橋弁慶町					1			1
45	烏帽子屋町							1	1
46	天神山町								0
47	菊屋町		1						1
48	梅忠町				1	1			2
49	中魚屋町								0
50	塩屋町			1					1
51	石橋町								0
52	石橋町								0
53	大橋町							1	1
54	芦刈山町								0
55	鶏鉾町								0
56	堀之内町								0
57	郭巨山町								0

第 3-2 表　（つづき）

町番号	町名	1550 年～1599 年	1600 年～1649 年	1650 年～1699 年	1700 年～1749 年	1750 年～1799 年	1800 年～1849 年	1850 年～1899 年	合計
58	大政所町								0
59	長刀鉾町								0
60	燈籠町								0
61	中之町		1						1
62	足袋屋町					1			1
63	茶磨屋町					1			1
64	鍵屋町								0
65	和泉屋町								0
66	小泉町								0
67	中野之町					1			1
68	杉屋町								0
69	塩竈町				1				1
70	金屋町								0
71	西御門町					1	1		2
72	清水三丁目								0
73	山川町								0
74	丸屋町						1		1
75	大黒町								0
76	本町一丁目				1	1			2
77	石垣町西側								0
78	筒金町								0
合計（年代別）		0	3	6	16	12	8	9	54